

1. 郡山市子ども条例（平成 30 年郡山市条例第 19 号）

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、未来を担う子どもたちが生きいきと輝くまちづくりを進める郡山市において、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、子どもを支援するための基本理念を定め、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の責務を明らかにし、子どもへの支援に関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定め、子どもを第一に考えるまちづくりを推進することにより、子どもが健やかに成長し、自立できる社会を実現することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 市内に住み、勤め、又は通学、通園若しくは通所する 18 歳未満の者をいう。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- (3) 市民等 市内に住み、勤め、通学する者、又は市内で活動する個人、法人若しくは団体をいう。
- (4) 学校等関係者 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校その他子どもが学び、又は育つことを目的として通学し、通園し、通所し、又は入所する施設（以下「学校等」という。）の関係者をいう。
- (5) 事業者 市内において事業活動を行う者又は団体をいう。

（基本理念）

第 3 条 子どもへの支援は、子どもが成長段階に応じた学び、遊び等を通じて人間関係を構築し、自ら意見を表明するなど主体的に社会に参加することができる環境を整備することを旨として行われなければならない。

- 2 子どもへの支援は、子どもが差別、虐待、体罰、いじめなどに悩み、又は苦しむことがなく安心して生きていくことができるよう、子どもの人権が尊重されることを旨として行われなければならない。
- 3 子どもへの支援は、子どもが自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育み、規範意識を身に付けることにより、他者の人権を尊重することができる、次代の社会を担うことができるようになることを旨として行われなければならない。
- 4 子どもへの支援は、市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことにより重層的に行うとともに、相互に連携協力して継続的に行われなければならない。

第 2 章 責務

（市の責務）

第 4 条 市は、基本理念にのっとり、子どもへの支援に関する基本的かつ総合的な施策を実施するものとする。

- 2 市は、子どもへの支援に関する施策を実施するため、予算の範囲内において、必要な財政上の措置を講ずるものとする。
- 3 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を果たすことができるよう、これらの者に対して必要な支援を行うものとする。

（保護者の責務）

第 5 条 保護者は、基本理念にのっとり、子どもの最善の利益を第一に考えるとともに、愛情をもって子どもの成長及び発達に応じた養育に努めるものとする。

- 2 保護者は、家庭が子どもの人格形成に基本的な役割を果たすことを自覚し、子どもが豊かな人間性及び社会性を身につけて成長していくために必要な協力を周囲から得て、よりよい家庭環境づくりに努めるものとする。

（市民等の責務）

第 6 条 市民等は、基本理念にのっとり、子どもへの支援の重要性について関心及び理解を深めるとともに、子どもへの支援に関する施策及び取組に協力するよう努めるものとする。

（学校等関係者の責務）

第 7 条 学校等関係者は、基本理念にのっとり、子どもがその成長及び発達に応じて、主体的に学び、育ち、子どもが将来を自ら拓ける「生きる力」を身に付けることができるよう、子どもへの必要な支援に努めるものとする。

- 2 学校等関係者は、学校等における差別、虐待、体罰、いじめ等から子どもを守り、子どもの安全及び安心を確保するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第 8 条 事業者は、基本理念にのっとり、社会的な影響力及び責任を意識して、子どもの健やかな成長を支援する活動を行い、子どもへの支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、雇用する労働者が子どもに接する時間を十分に確保し、仕事と子育ての両立を可能にすることができるよう、雇用環境の整備及び当該労働者が仕事と生活の調和について考える機会の提供に努めるものとする。

第 3 章 子ども支援のための基本的な施策

第 1 節 子どもの育成のための支援

（子どもの育ちの支援）

第 9 条 市は、子どもが健やかに成長するために、安全で安心な環境づくりに努めるとともに、子どもが社会の一員として自立

していくことに繋がる施策を講ずるものとする。

(相談支援体制の整備等)

第10条 市は、子どもとその家族の支援の充実を図るため、子どもに関する問題について安心して相談をすることができる総合的な相談の体制を構築するものとする。

2 市は、子どもが抱える様々な悩みに対して、子ども自身が相談できる機会を確保するために必要な施策を講ずるものとする。

第2節 子どもの状況に応じた適切な支援

(障がいのある子どもへの支援)

第11条 市は、障がいのある子どもが健やかに成長するために必要な施策を講ずるものとする。

(虐待の予防等に関する取組)

第12条 市は、虐待のないまちを目指し、子どもの虐待の予防及び早期発見その他子どもの虐待をなくすために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、虐待を受けている子ども又はそのおそれがある子どもに対し、決して尊い命が奪われることがないように、一人ひとりに寄り添った迅速な対応を行うとともに、子どもの明るい未来の実現のために最善の策を講ずるものとする。

(いじめ及び体罰の防止等に関する取組)

第13条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、いじめ及び体罰から子どもを守るために必要な施策を講ずるものとする。

(不登校及びひきこもりに関する取組)

第14条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、不登校及びひきこもりに関する問題の解決のために必要な施策を講ずるものとする。

(経済的に困難な事情にある家庭の子どもへの支援)

第15条 市は、経済的に困難な事情にある家庭に生まれ育ったことによって子どもの将来が左右されることのないよう、これらの子どもが健やかに成長するための環境を整備するために必要な施策を講ずるものとする。

(全ての子どもへの適切な支援)

第16条 市は、第11条から第15条までに定めるもののほか全ての子どもに対し、その状況に応じた適切な支援を行うものとする。

第3節 子育て家庭への支援

(様々な家庭環境に応じた子育て家庭への支援)

第17条 市は、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者と連携し、ひとり親家庭をはじめとする様々な子育て家庭に対して、その環境に応じ、子どもが安心して生活することができるための支援を行うものとする。

(切れ目のない子育て支援)

第18条 市は、市民が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長することができるよう、妊娠、出産及びその後の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた必要な施策を講ずるものとする。

第4章 子どもを第一に考えるまちづくりの推進

(子どもへのわかりやすい情報提供)

第19条 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、自らが行う子どもへの支援に関する施策や取組等について、子ども自身が理解を深め、自分の意見を形成するために必要な情報を、子どもにわかりやすく伝えるよう努めるものとする。

(意見表明や社会参加の促進)

第20条 市は、子どもが社会の一員として自分の考えや意見を表明するなど社会に参加する機会を設けるよう努めるものとする。

2 市、保護者、市民等、学校等関係者及び事業者は、子どもの意見表明などの社会参加を促進するため、子どもの考えや意見を尊重するとともに、子どもの主体的な社会活動を支援するよう努めるものとする。

(広報及び啓発)

第21条 市は、子どもへの支援に関する保護者、市民等、学校等関係者及び事業者の関心及び理解を深めるため、必要な広報及び啓発を行うものとする。

(調査研究)

第22条 市は、子どもへの支援に関する施策の推進に関し、必要に応じ、調査及び研究を行うものとする。

第5章 雑則

(委任)

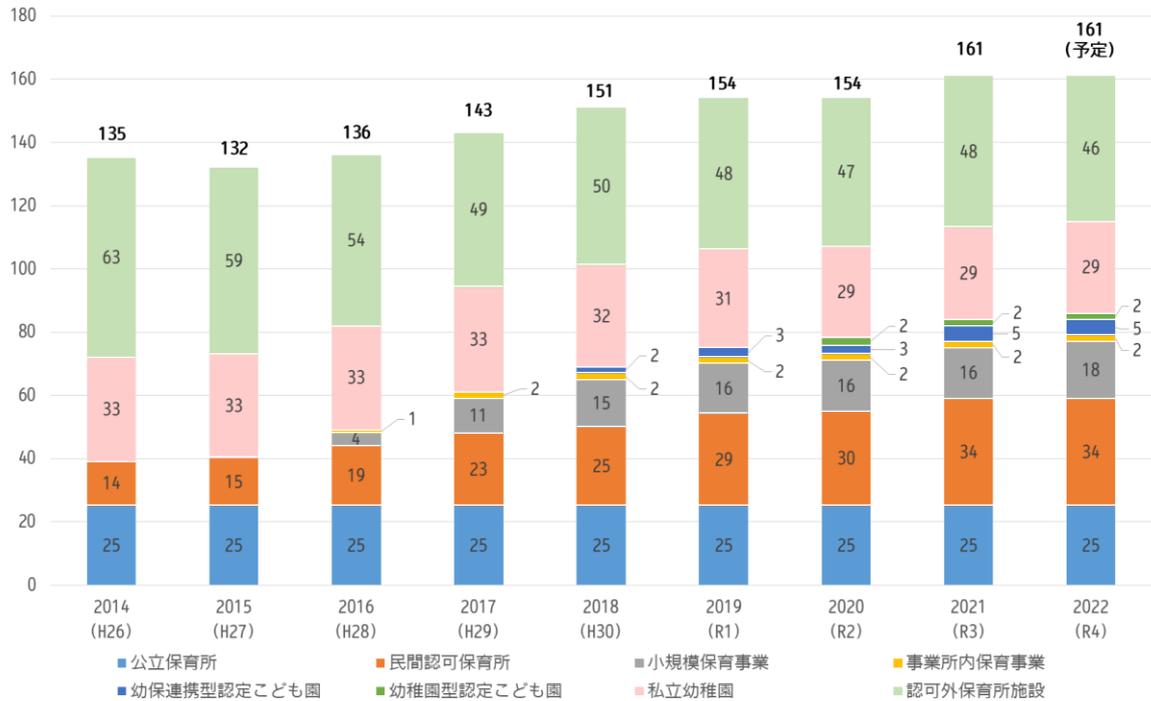
第23条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

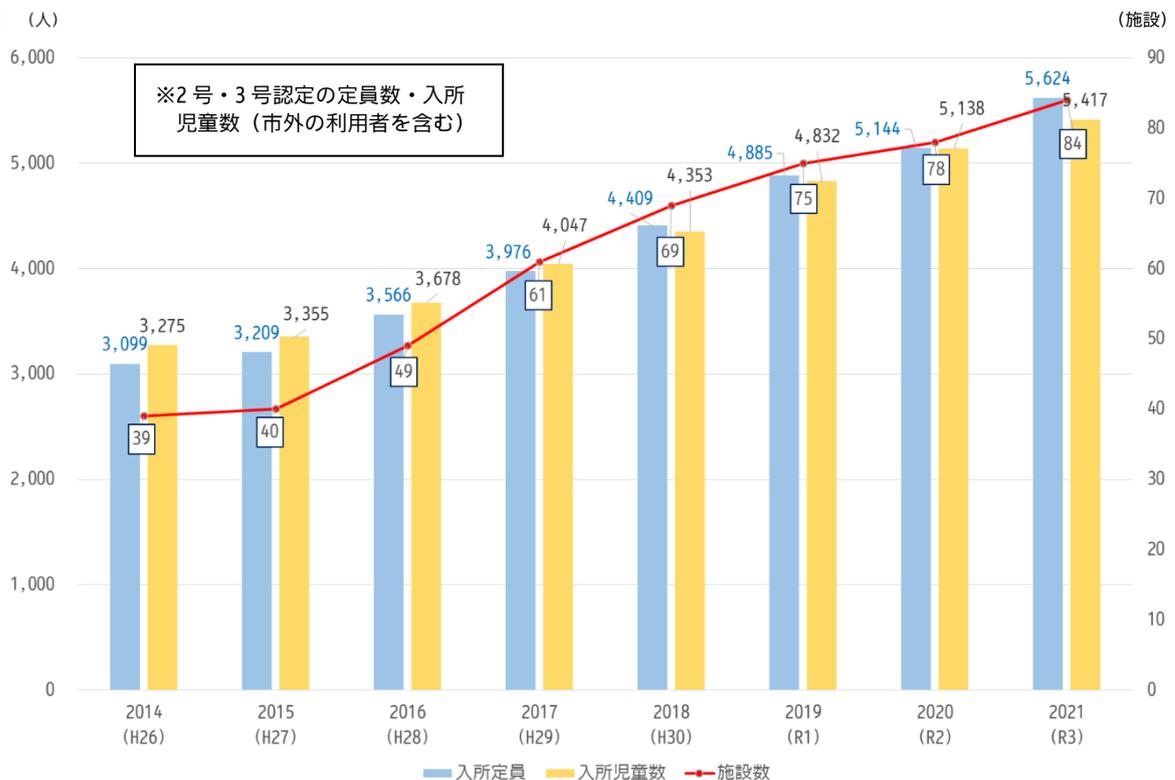
この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2. 保育・幼児教育の状況

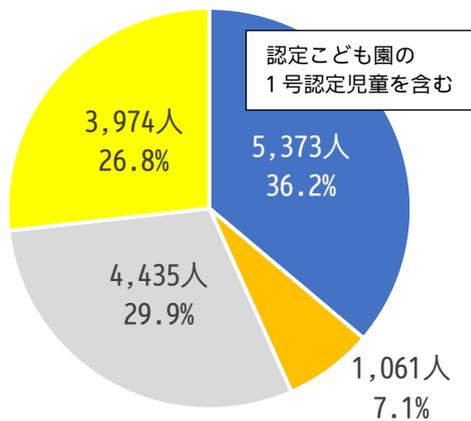
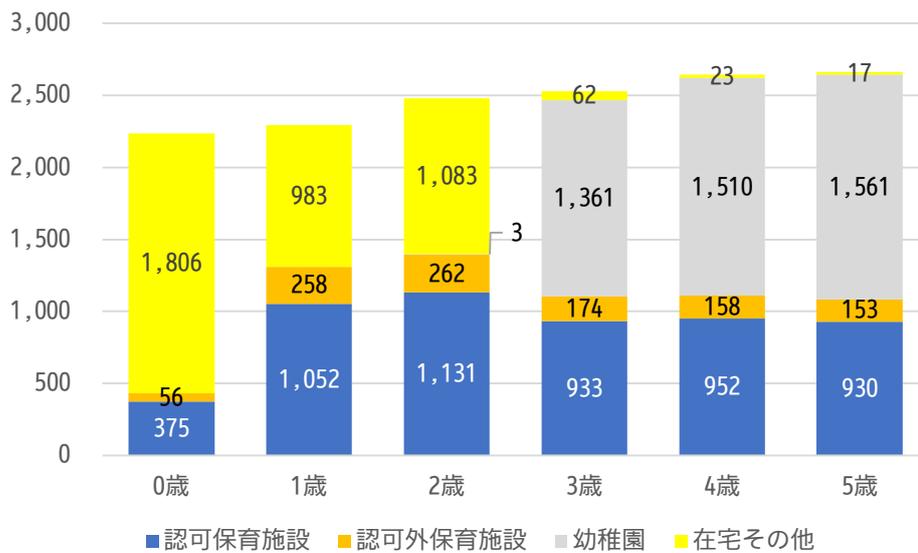
(1) 施設数の推移（各年4月1日現在）



(2) 認可保育所等施設数・定員数・入所児童推移（各年4月1日現在）



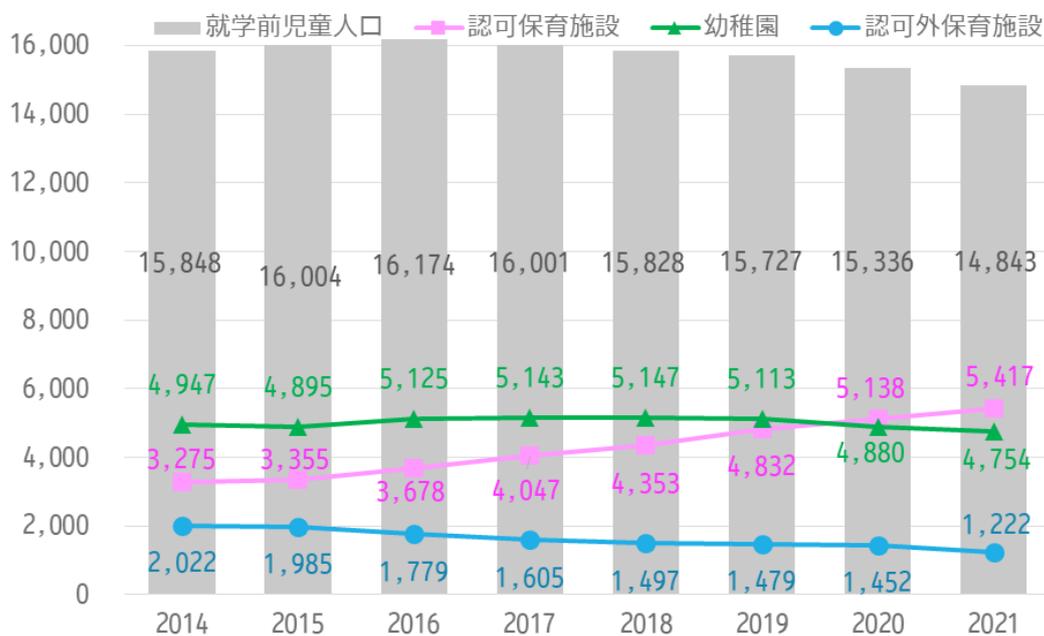
(3) 就学前児童の施設利用状況



●0～5歳児人口：14,843人（※1）
●施設利用者数：11,136人（※2）

※1 住民基本台帳2021（令和3）年4月1日現在
※2 市内に住民登録のある児童のみ

(4) 就学前児童人口と施設利用者数推移



(5) 施設一覧 (2021 (令和3) 年4月1日現在)

種 類	施設数	
	公立	私立
保育所	25	34
地域型保育	0	18
小規模保育事業	(0)	(16)
事業所内保育事業 (地域枠あり)	(0)	(2)
認定こども園	0	7
幼保連携型	(0)	(5)
幼稚園型	(0)	(2)
幼稚園	0	29
新制度移行済み	(0)	(1)
新制度未移行	(0)	(28)
認可外保育施設	0	25
企業主導型保育施設 (地域枠あり)	0	11

■保育所 (公立)

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所対象年齢	延長 保育
1	芳賀保育所	90	芳賀二丁目5-6	944-3601	満1歳から	○
2	大槻保育所	60	大槻町字宮ノ前78-4	951-2088	生後6か月から	○
3	開成保育所	60	開成三丁目14-20	932-5284	生後6か月から	○
4	香久池保育所	130	香久池一丁目15-4	922-9397	生後57日から	○
5	桃見台保育所	60	桃見台10-2	932-3056	満1歳から	○
6	久保田保育所	60	富久山町久保田字伊賀河原44-1	922-4443	生後6か月から	○
7	針生保育所	60	大槻町字針生前田26-2	933-4600	満1歳から	○
8	鶴見坦保育所	60	鶴見坦二丁目4-19	934-2800	生後57日から満2歳まで	○
9	安積保育所	80	安積町荒井字南赤坂268-2	945-0954	生後6か月から	○
10	永盛保育所	60	安積町日出山字一本松170	944-3120	生後6か月から	○
11	成田保育所	90	安積町成田字西田96-2	945-2139	生後6か月から	
12	富久山保育所	90	富久山町福原字泉崎181-1	922-2939	満1歳から	○
13	喜久田保育所	90	喜久田町堀之内字見陣原11-1	959-2503	生後6か月から	
14	中野保育所	60	湖南町中野字諏訪前2338-2	982-2114	生後6か月から	
15	熱海保育所	60	熱海町高玉字樋口170	984-3144	生後6か月から	
16	柳橋保育所	60	中田町柳橋字町向70	973-3316	生後6か月から	
17	西田保育所	60	西田町三丁目字仁王ヶ作18	972-2233	生後6か月から	
18	日和田保育所	120	日和田町字広野入5-18	958-2350	生後57日から	○
19	田村保育所	90	田村町岩作字穂多礼76-1	955-2115	生後57日から	○
20	御代田保育所	60	田村町御代田字若葉町29	944-6877	満1歳から	
21	桑野保育所	60	亀田一丁目42-16	934-5588	満1歳から	○
22	柴宮保育所	90	安積町荒井字前田13-1	945-4443	生後6か月から	○
23	うねめ保育所	90	うねめ町225-2	951-0261	満1歳から	○
24	富田保育所	90	町東三丁目66	951-8101	満1歳から	○
25	大成保育所	150	鳴神三丁目31	952-3381	満1歳から	○

■保育所（私立）

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	郡山婦人会保育所	130	堂前町21-14	922-0653	生後6か月から	○
2	赤木保育所	80	赤木町23-2	922-3788	生後57日から	○
3	希望ヶ丘保育所	140	希望ヶ丘22-1	951-0315	生後57日から	○
4	鉄道弘済会郡山保育所	90	桑野一丁目18-14	932-3075	生後6か月から	○
5	ひまわり保育園	100	大槻町字西ノ宮西91-9	954-7636	生後57日から	○
6	はなさと保育園	90	富久山町久保田字郷花4-13	943-0574	生後6か月から	○
7	梅の木保育園	80	安積町長久保五丁目1-3	946-5922	生後57日から	○
8	緑ヶ丘保育園	80	緑ヶ丘東四丁目32-1	956-3374	生後57日から	○
9	スギナ保育園	80	富田町字後久保1-8	952-2198	生後57日から	○
10	エムポリウム並木保育園	60	並木一丁目20-14	933-1165	生後6か月から	○
11	あさひがおか保育園	90	御前南二丁目24	952-3232	生後57日から	○
12	ユーパロ室ノ木保育園	70	大槻町字室ノ木30-1	926-0600	生後57日から	○
13	八山田保育園	80	富久山町八山田字稻荷林25-10	953-8655	生後57日から	○
14	大町分園（はなさと保育園）	29	大町一丁目4-3 大町ホワイトビル2階	925-8733	生後6か月から	○
15	笑風にこここ保育園	60	東原一丁目258	953-3725	生後57日から	○
16	ひだまり分園（八山田保育園）	29	山根町1-20 セゾン山根ビル2階	932-3605	生後57日から満2歳まで	○
17	ドレミの保育園	60	横塚二丁目9-8	942-0719	生後57日から	○
18	のびのび学園	90	富田東二丁目124	933-7350	生後57日から	○
19	あさひがおか乳児分園（あさひがおか保育園）	26	大槻町字土瓜204-75	953-3636	生後57日から満2歳まで	○
20	アスク八山田保育園	60	八山田西二丁目322	927-0625	生後57日から	○
21	岡ノ城保育園	60	富久山町久保田字岡ノ城94-2	983-0581	生後6か月から	○
22	だいこん畑の保育園	50	安積北井二丁目192	973-6376	生後6か月から	○
23	ユーパロつつみ分園（ユーパロ室ノ木保育園）	29	堤三丁目155	961-4147	生後57日から	○
24	ナーサリールームまんまびあ本園	60	大槻町字三ツ坦7-15	953-3540	生後6か月から	○
25	郡山どろんこ保育園	78	開成三丁目23-4	953-8368	生後57日から	○
26	あい・サボ保育園	90	八山田西五丁目296	954-3977	生後57日から	○
27	ニチキッズ郡山あさか保育園	60	安積町長久保三丁目15-2	937-0222	生後57日から	○
28	ケヤキッズかなや保育園	90	田村町上行合字辰ノ尾13-1	983-9980	生後3か月から	○
29	ヒューマニティー保育園	84	安積北井一丁目28	954-5688	生後3か月から	○
30	もりのなかま保育園 郡山安積園	63	安積三丁目324-2	973-8667	生後3か月から	○
31	あい保育園郡山東原	60	東原一丁目23-2	926-0315	生後57日から	○
32	八山田どろんこ保育園	90	富田東四丁目88	983-9801	生後57日から	○
33	ニチキッズ八山田西保育園	60	八山田西二丁目146	925-7766	生後57日から	○
34	わかくさ保育園	70	八山田西一丁目65	935-1600	生後6か月から	○

■地域型保育（小規模保育事業）

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	中町はなさと保育園	18	中町3-1 郡山中町ビル2階	926-0326	生後6か月から満2歳まで	○
2	ココカラ開成	19	開成四丁目9-17 あさかビル1階102号	926-0774	生後57日から満2歳まで	○
3	ナーサリールームまんまびあ	19	富田町字諏訪前19-2	926-0297	生後6か月から満2歳まで	○
4	L-kids保育園	18	八山田三丁目8-3	991-1035	生後57日から満2歳まで	○
5	プティ保育園	19	昭和二丁目3-1 イースタンビレッジ1F	943-0415	生後6か月から満2歳まで	○
6	こばと保育園	19	並木二丁目6-5	935-5810	生後6か月から満2歳まで	○
7	ニチキッズ郡山エスパル保育園	19	燧田195 郡山駅エスパル郡山1F	927-0417	生後57日から満2歳まで	○
8	つばさ保育園	19	桑野四丁目5-9	935-5048	生後57日から満2歳まで	○
9	あい・サボ文助保育園	18	桑野四丁目12-11	983-1580	生後57日から満2歳まで	○
10	たんぼぼ保育園	18	深沢二丁目11-16	923-1272	生後57日から満2歳まで	○
11	ひかり保育園	19	谷地本町33	961-0245	生後57日から満2歳まで	○
12	チャイルドハウスとみた	18	富田町字前川原22	951-9001	生後6か月から満2歳まで	○
13	きらきらげんき保育園	19	希望ヶ丘31-7	983-0751	生後57日から満2歳まで	○
14	ココカラ虎丸	19	虎丸町8-2	953-7727	生後57日から満2歳まで	○
15	ココカラ安積	19	字八作内65-2	983-5105	生後57日から満2歳まで	○
16	なごみ保育園	19	富田町字上赤沼34-105	961-0753	生後57日から満2歳まで	○

■地域型保育（事業所内保育事業（地域枠あり））

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	ほしのご保育園	23	向河原町159-1	983-5519	生後57日から満2歳まで	○
2	星ヶ丘保育園	15	片平町字北三天7-3	951-0788	生後57日から満2歳まで	○

■認定こども園（幼保連携型）

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	希望ヶ丘こども園	220	富田町字十文字31	951-0443	生後6か月から	○
2	菜根こども園	90	菜根一丁目13-20	954-6800	生後3か月から	○
3	エムポリウムこども園	198	堤下町5-15	932-1048	生後6か月から	○
4	八山田こども園	90	東原一丁目42	954-5712	生後57日から	○
5	ことりやまこども園	120	日和田町字向山22-1	983-0920	生後57日から	○

■認定こども園（幼稚園型）

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	こはらだ幼稚園	282	小原田二丁目20-15	944-2255	生後6か月から	○
2	わかば幼稚園	190	安積町大森町34	945-6035	生後6か月から	○

■幼稚園（新制度移行済み）

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	セントポール幼稚園	75	麓山二丁目11-9	932-3755	満3歳から	○

■幼稚園（新制度未移行）

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	あけぼの幼稚園	360	小原田五丁目7-6	943-1611	満3歳から	○
2	柴宮幼稚園	240	安積町荒井字前田40-1	945-8125	満3歳から	○
3	安積幼稚園	350	清水台一丁目6-14	933-2102	満3歳から	○
4	安積町つつみ幼稚園	200	成山町104	945-0867	満3歳から	○
5	大槻中央幼稚園	360	大槻町字下町39	951-2510	満3歳から	○
6	大谷幼稚園	100	三穂田町大谷字新田3	953-2961	満3歳から	○
7	小山田幼稚園	240	大槻町字小山田34-1	951-5665	満3歳から	○
8	開南幼稚園	160	開成五丁目26-13	933-0332	満3歳から	○
9	片平幼稚園	200	片平町字元若宮3-1	951-3516	満3歳から	○
10	郡山ザベリオ学園幼稚園	200	大槻町字古屋敷102	952-7758	満3歳から	○
11	郡山女子大学附属幼稚園	150	開成三丁目25-2	923-4001	満3歳から	○
12	尚志幼稚園	175	横塚六丁目19-11	944-1378	満3歳から	○
13	尚志緑ヶ丘幼稚園	210	緑ヶ丘東四丁目32-1	956-3140	満3歳から	○
14	たから幼稚園	240	堂前町1-7	922-1973	満3歳から	○
15	多田野幼稚園	80	逢瀬町多田野字南大界45-2	957-2740	満3歳から	○
16	たちばな幼稚園	130	菜根三丁目5-7	932-4346	満3歳から	○
17	たちばな西幼稚園	160	台新二丁目23-8	932-8720	満3歳から	○
18	田村町つつみ幼稚園	210	田村町守山字殿町20	955-2343	満3歳から	○
19	東部朝風幼稚園	80	あぶくま台一丁目326	943-5152	満3歳から	○
20	富田幼稚園	240	富田町字行人田15-2	922-6900	満3歳から	○
21	並木幼稚園	240	並木五丁目14-53	922-7270	満3歳から	○
22	富久山幼稚園	210	富久山町福原字福原170-1	922-3887	満3歳から	○
23	富久山西幼稚園	160	八山田七丁目56	922-4860	満3歳から	○
24	双葉幼稚園	360	富久山町久保田字石堂51	922-1720	満3歳から	○
25	双葉第二幼稚園	350	字名倉104	945-0755	満3歳から	○
26	みどり幼稚園	200	安積二丁目344	945-0467	満3歳から	○
27	みらい幼稚園	140	喜久田町堀之内字下河原7-2	959-6750	満3歳から	○
28	めぐみ幼稚園	320	富久山町久保田字愛宕77-1	933-9313	満3歳から	○

■認可外保育施設

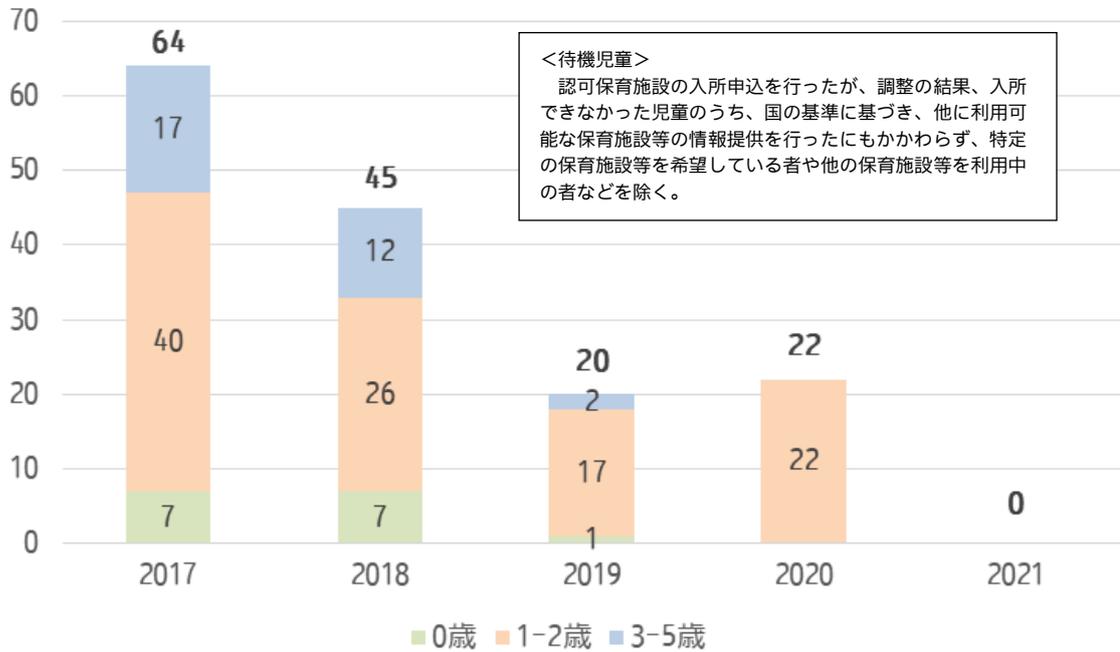
No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	アゴラキンダーガーデン	25	桃見台7-14	973-8742	2歳から	○
2	ASXEED Kids Land (アスシードキッズランド)	5	大町二丁目12-1大野マンション103	080-4893-4919	生後6か月から	○
3	アルゴ幼稚舎保育園	53	安積町成田字田向150-276	050-1226-2134	生後2か月から	
4	いずみの森	5	田村町金屋字マセロ43-1	973-5162	生後3か月から	○
5	カンガルーチャイルドクラブ	40	富田町字上西田30-3	952-4651	生後2か月から	○
6	キッズルームパオ	50	清水台一丁目123	983-0350	生後2か月から	○
7	小金林保育園	162	大槻町字小金林23-15	951-6730	生後3か月から	○
8	コスモキッズガーデン	24	桑野三丁目11-7	973-7112	生後2か月から2歳まで	○
9	木の実保育園	20	久留米五丁目34	953-3024	生後6か月から1歳まで	○
10	小原田保育園	24	小原田二丁目20-15 (小原田幼稚園内)	944-2255	2歳のみ	
11	さぼーとまま倶楽部ふあいん	26	富久山町久保田伊賀河原1	927-5856	生後6か月から3歳まで	
12	食育保育園 豆の木ハウス 安積	85	安積町荒井字大池70	946-4440	生後3か月から	○
13	食育保育園 豆の木ハウス 大槻	75	大槻町字原田39-131	962-4441	生後3か月から	○
14	楓の森プレスクール	5	東原一丁目284	905-6828	3歳から	○
15	すぎのご保育園	93	八山田五丁目42	921-3545	生後2か月から	○
16	託児所ぞうさん	20	横塚一丁目9-24	944-9852	生後3か月から	○
17	菜の花保育園	32	久留米五丁目37-1	946-2784	2歳から	○
18	パートナーキッズ保育園	25	中野一丁目54-1	962-0711	生後4か月から	○
19	ヒューマニティー幼保学園	198	片平町遠辺田26-16	951-0715	生後6か月から	○
20	ひよこ保育園	66	富久山町久保田字上野20-1長谷川ビルB・D・F	933-1450	生後2か月から	○
21	ベビールームスキップ	40	本町二丁目24-11	932-3220	生後2か月から	○
22	ユーパロ中町保育園	40	中町11-5やまのいビル3F	925-1539	生後6か月から	
23	ワイスプリスクールアンドキンダーガーデン	40	安積荒井二丁目199	900-2606	1歳から	○
24	(ベビーシッター)(公社)郡山市シルバー人材センター	-	朝日一丁目29-9	933-0001	0歳から	○
25	(ベビーシッター)own time	-	三穂田町川田字大徳原9-7	983-6536	0歳から	○

■企業主導型保育施設 (地域枠あり)

No.	名称	定員 (人)	所在地	電話 (市外局番024)	入所 対象年齢	延長 保育
1	FSG保育園	9	本町一丁目16-18	954-3775	生後3か月から3歳まで	
2	アルカナサーリーハウス	21	安積荒井二丁目218	983-8882	生後3か月から2歳まで	○
3	おひさま保育園	6	亀田一丁目51-12 2F	927-1880	生後2か月から3歳まで	○
4	キッズ東都学園保育所	9	凶景二丁目11-23	934-0301	生後6か月から	○
5	キッズルームひばり	9	八山田西二丁目159	973-8917	生後6か月から3歳まで	
6	食育保育園豆の木ハウス	15	大槻町字南八耕地15-1	983-8882	生後3か月から2歳まで	○
7	なみきッズ保育園	20	並木一丁目13-11	973-6470	生後6か月から	○
8	ニチイキッズ郡山とみた保育園	9	富田町字塩ノ草45-9	962-7127	生後3か月から2歳まで	
9	待池台あおぞら保育園	6	待池台一丁目17-1	926-0407	1歳から	○
10	まるみつ☆ひかり保育園	15	富田町字権現林19-21	983-5303	生後6か月から	○
11	南東北こども学園	15	富久山町八山田字土布池55-5	926-0909	1歳から	○

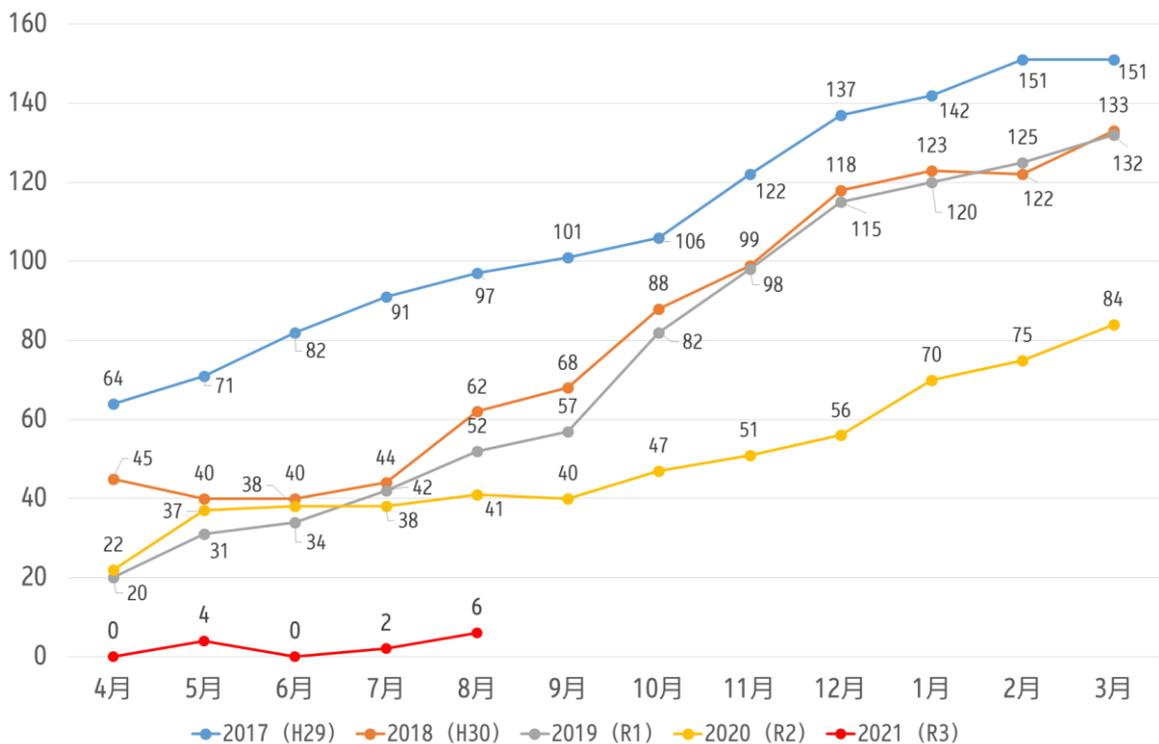
(6) 国基準待機児童

① 各年4月1日現在の推移と内訳



資料：郡山市保育課

② 各年各月1日現在の推移

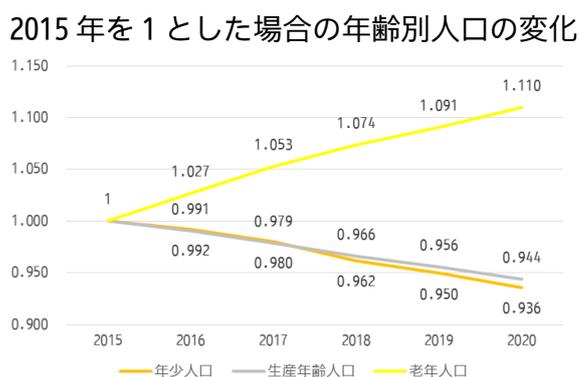


資料：郡山市保育課

3. 郡山市の人口

(1) 近年の総人口の推移

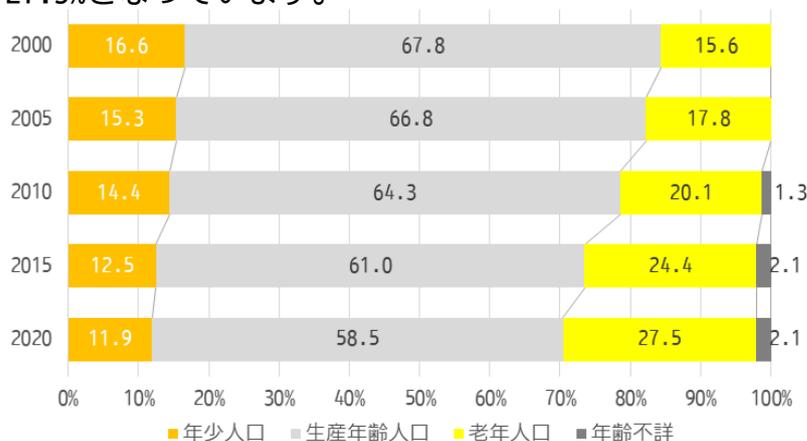
- ◆ 郡山市の総人口は 2016（平成 28）年以降も減少傾向が続いており、2020（令和 2）年 10 月 1 日時点で 330,358 人となっています。
- ◆ 年齢区分別の人口について、2015（平成 27）年の年少人口（15 歳未満）、生産年齢人口（15 歳以上 64 歳以下）、老年人口（65 歳以上）を 1 とした場合、最も減少が進んでいるのは 15 歳未満の年少人口となっています。



年	年少人口	生産年齢人口	老年人口	年齢不詳
2016	41,546	203,029	84,030	6,941
2017	41,013	200,468	86,214	6,941
2018	40,288	197,737	87,897	6,941
2019	39,776	195,838	89,283	6,941
2020	39,170	193,392	90,855	6,941

（出典：福島県現住人口調査）

- ◆ 郡山市の年齢区分別人口の推移では、2020（令和 2）年時点で 15 歳未満の年少人口の総人口に占める割合は 11.9%となっています。一方、65 歳以上の老年人口割合は 27.5%となっています。



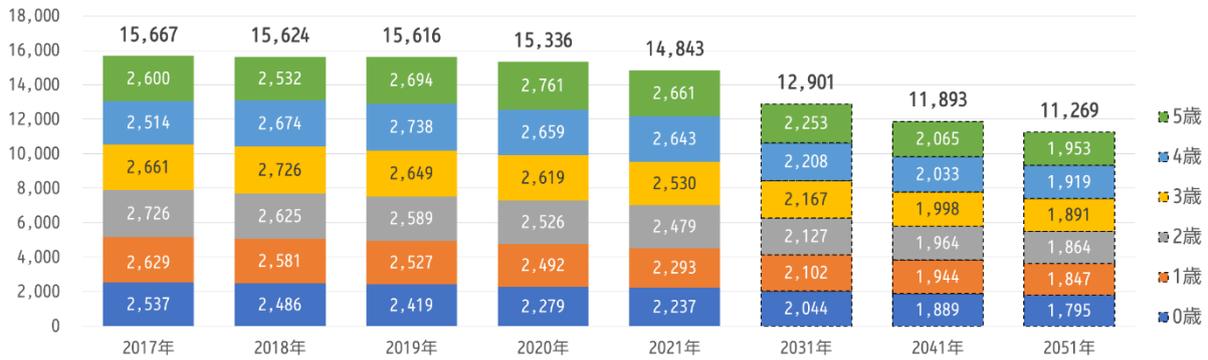
（出典：国勢調査、2020 年のみ福島県現住人口調査）

(2) 未就学児童（0～5歳児）人口推計

人口推計は、2017（平成29）年度から2021（令和3）年度までの各年度の4月1日現在の住民基本台帳の人口をもとに、コーホート変化率法※により算出しました。

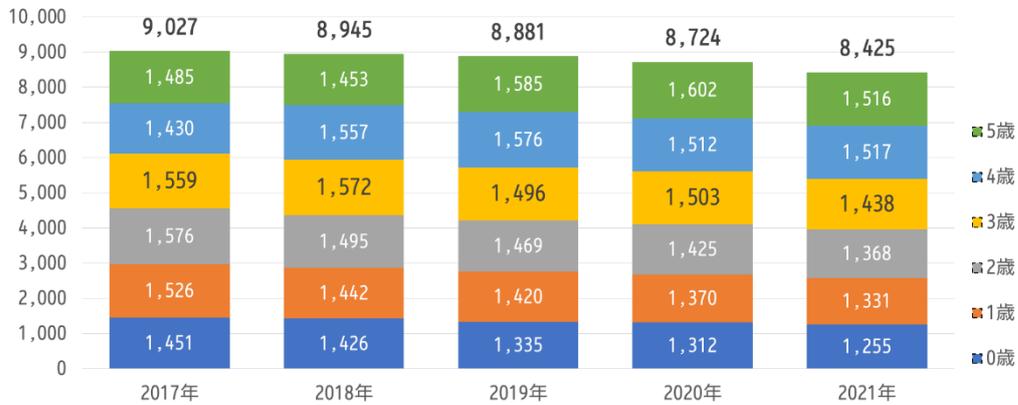
※ 過去の年齢層ごとの人口の変化率が今後も続くものとして、将来の人口の変化を推計する方法

■郡山市全体（実績と推計）

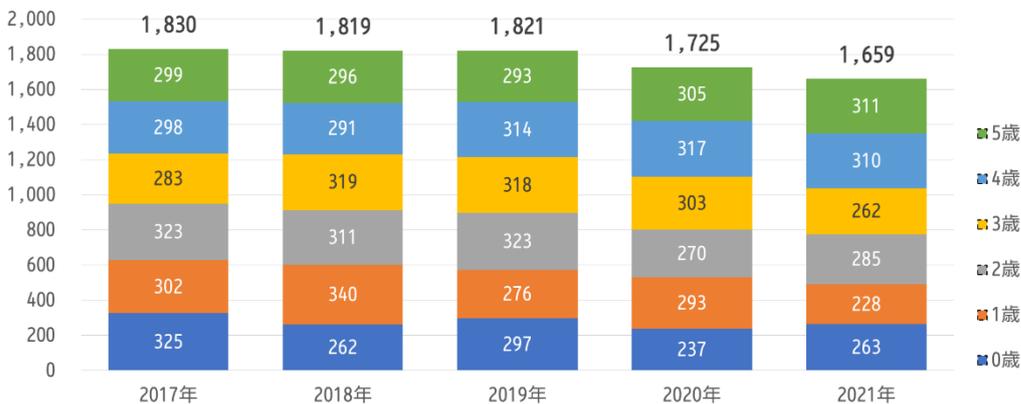


■行政区別（実績）

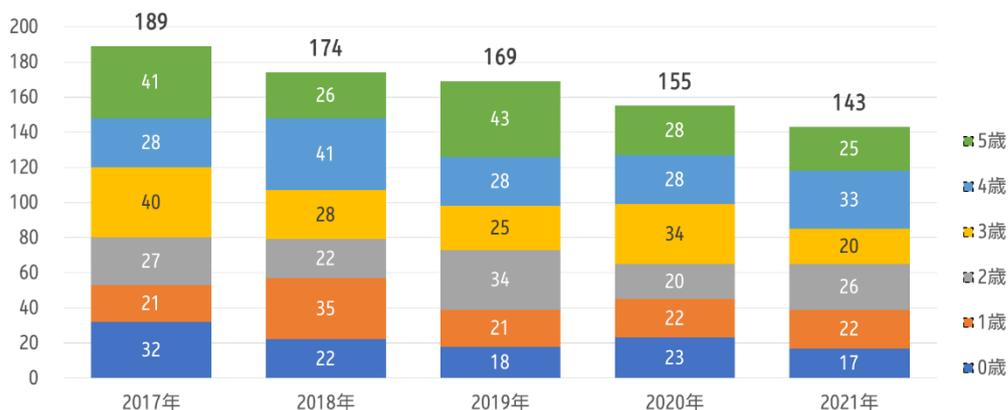
① 旧郡山



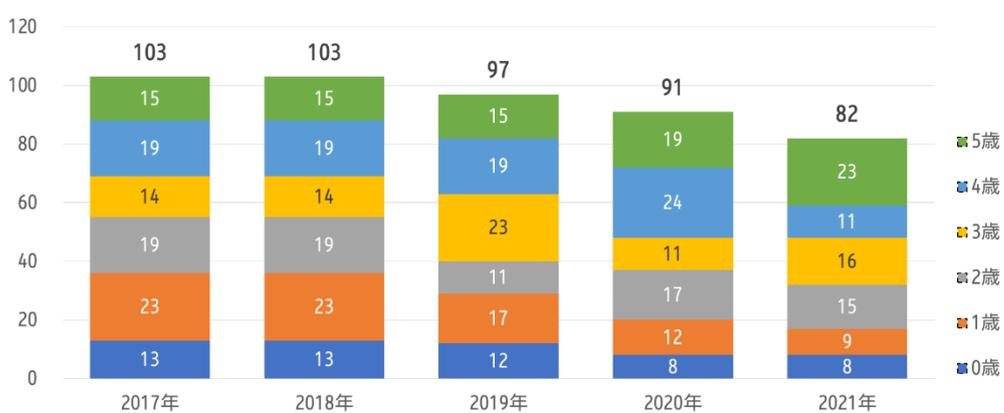
② 安積



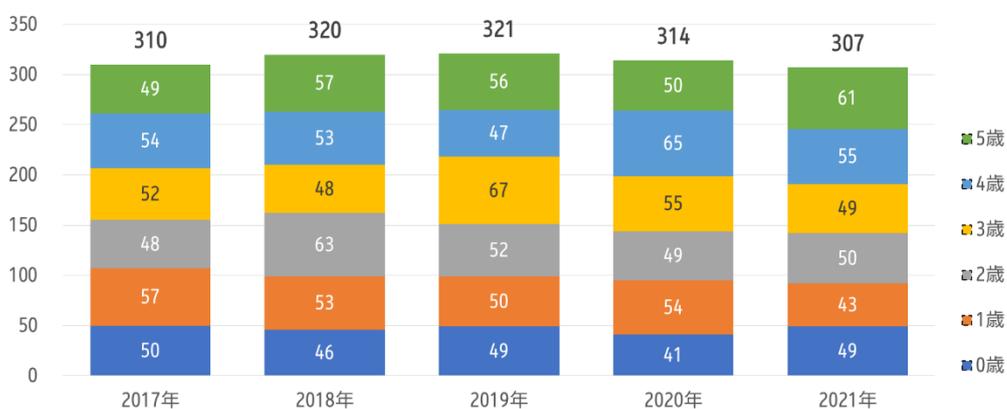
③ 三穂田



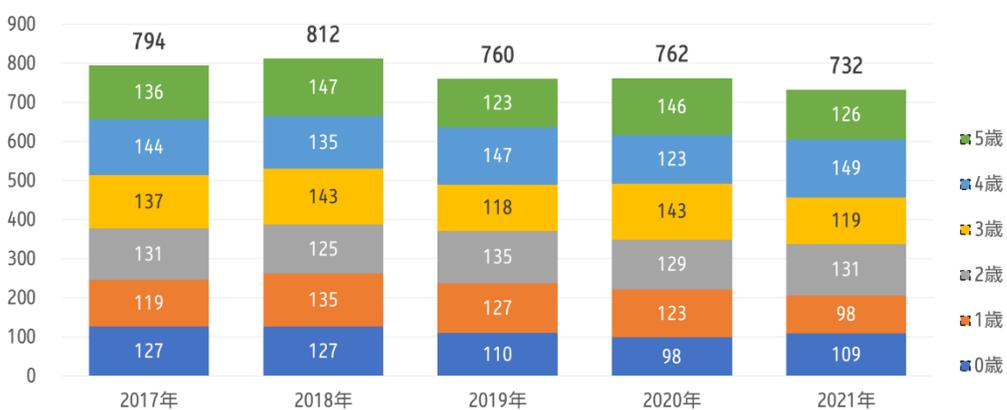
④ 逢瀬



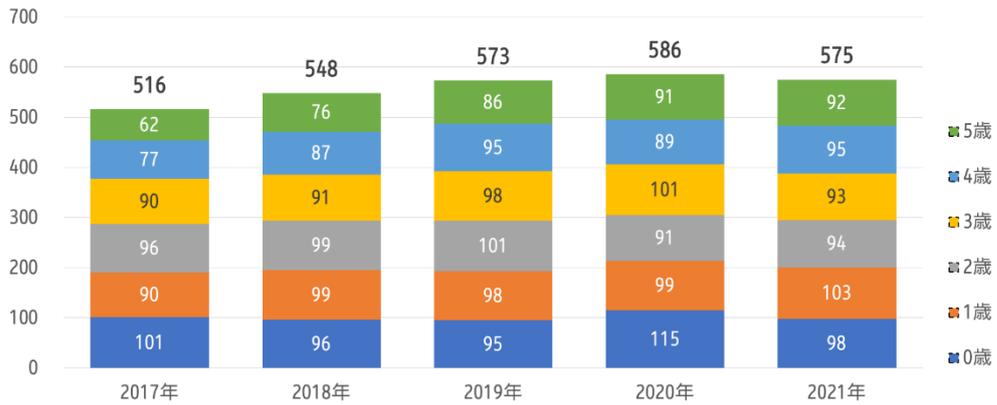
⑤ 片平



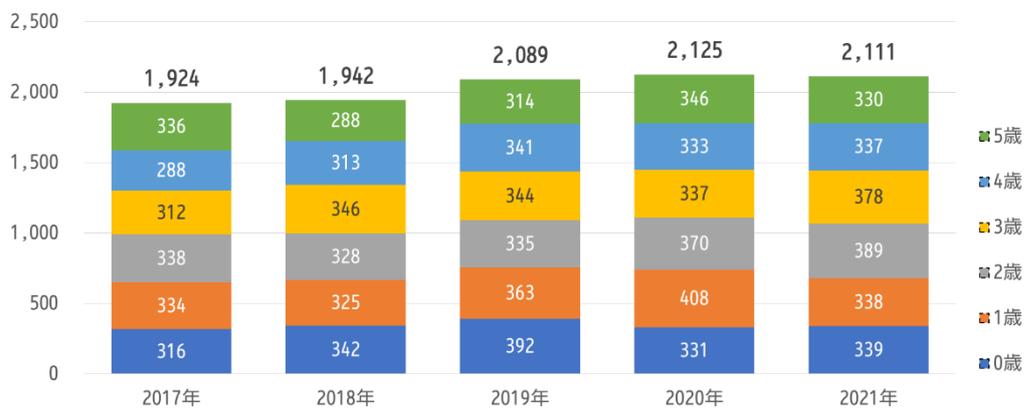
⑥ 喜久田



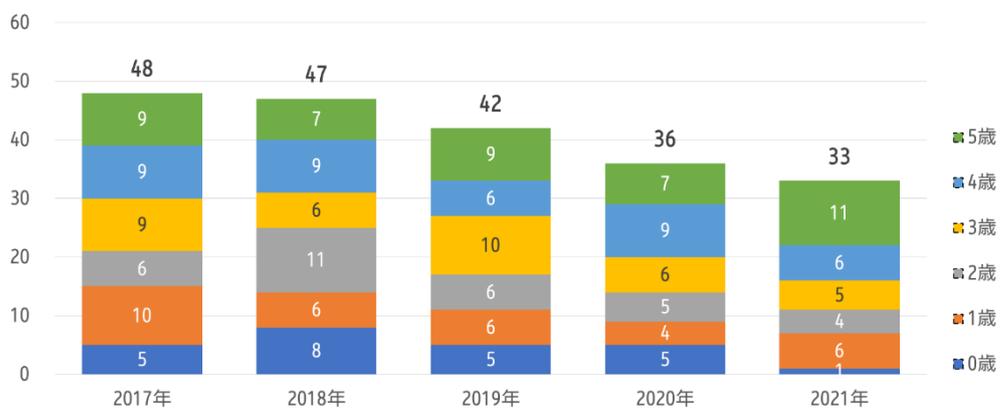
⑦ 日和田



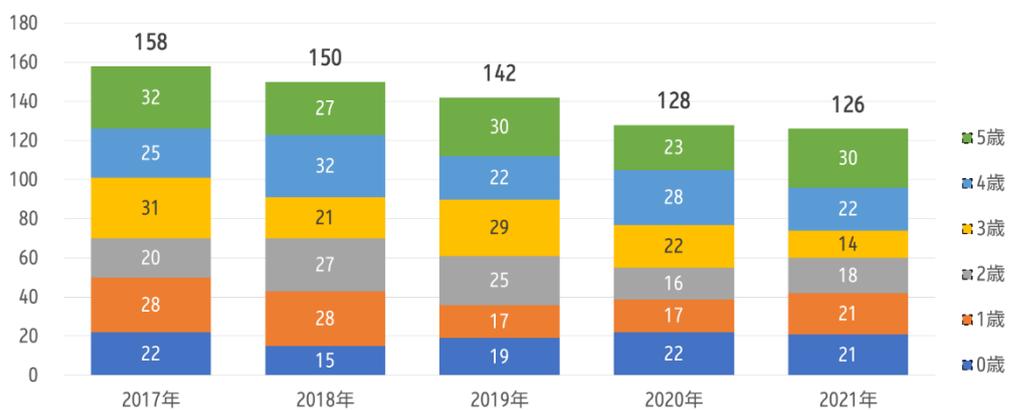
⑧ 富久山



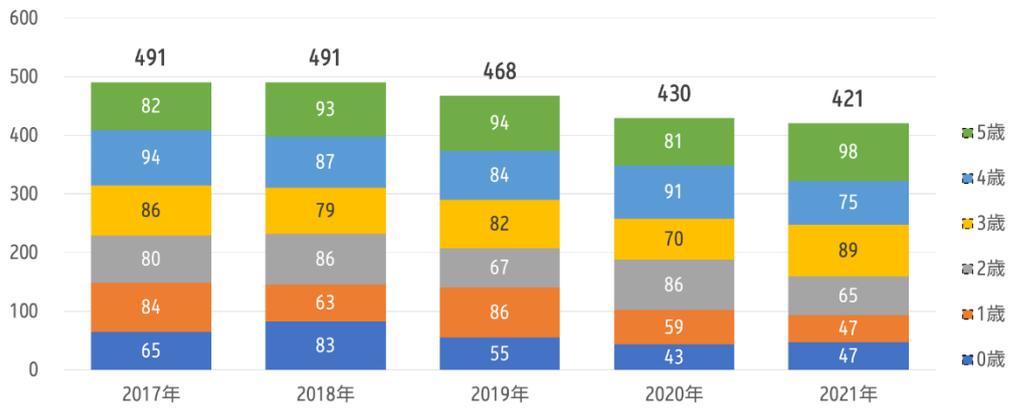
⑨ 湖南



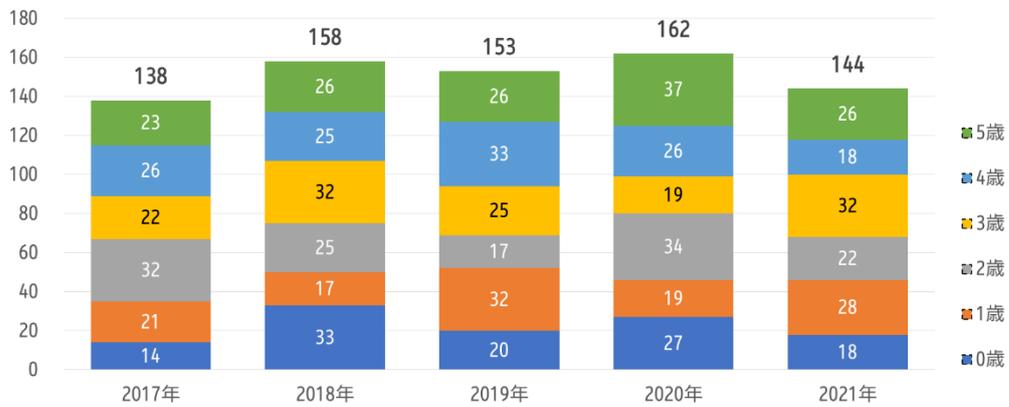
⑩ 熱海



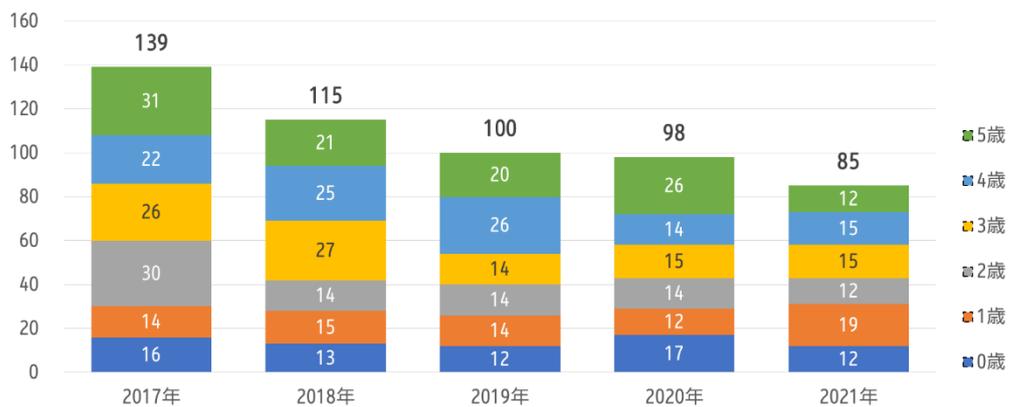
⑪ 田村



⑫ 西田



⑬ 中田

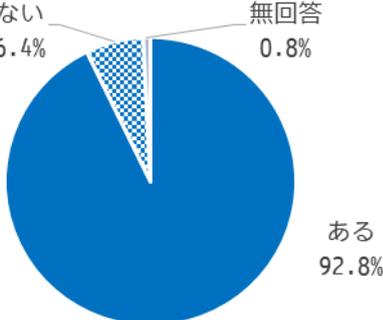
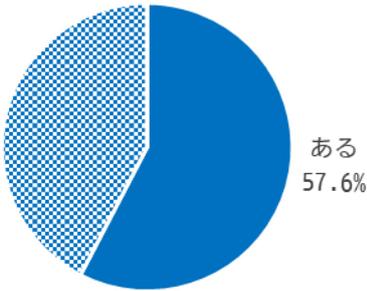
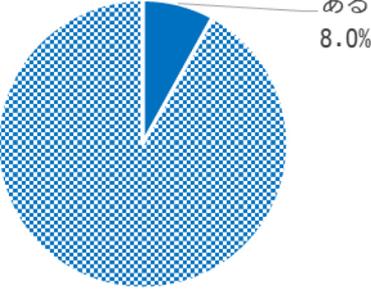
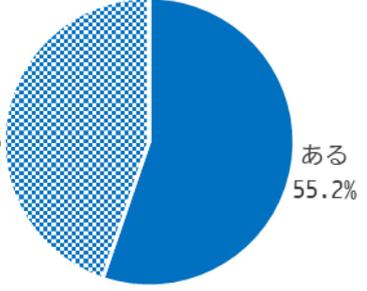


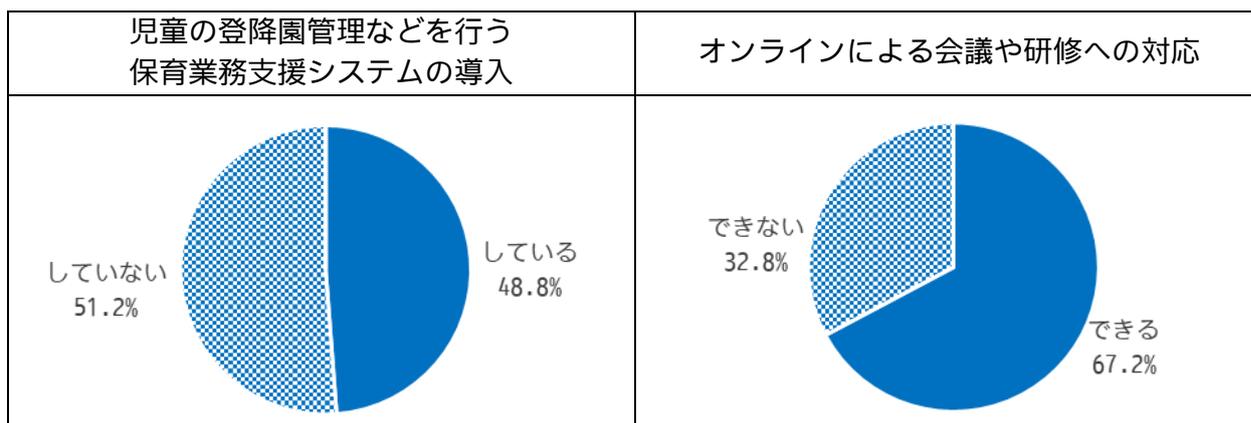
4. アンケート調査結果の概要

(1) 施設アンケート

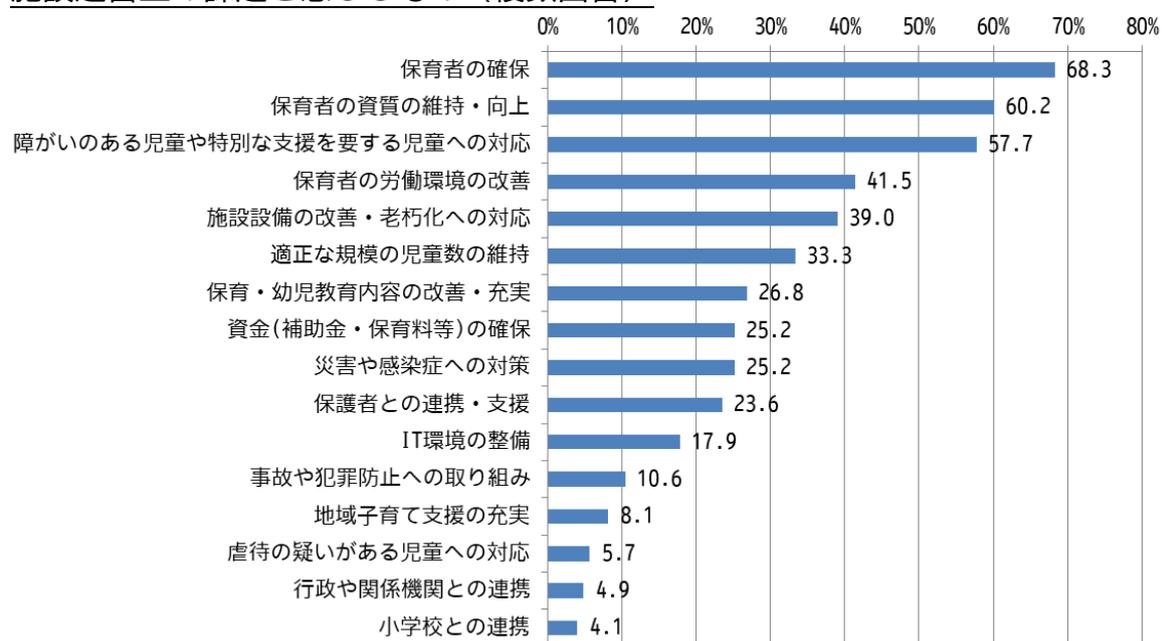
対 象	公立保育所、民間認可保育所、民間認可小規模・事業所内保育事業、民間認可認定こども園、民間認可外保育施設、幼稚園
依 頼 方 法	施設あてに調査票及び回答票を電子メールにて送付
実 施 期 間	2021（令和3）年3月8日～3月24日
回 収 方 法	回答票を電子メールにて返送
回 答 数	125 (内訳) 公立保育所 25 民間認可保育所 27 民間認可小規模・事業所内保育事業 15 民間認可認定こども園 3 民間認可外保育施設 38 幼稚園 17
調 査 項 目	① 施設の運営について ② 保育・幼児教育の内容について ③ 障がいのある児童や特別な支援を要する児童について ④ 子育て支援について

① 施設の運営について

<p>事務処理用のパソコン</p>  <p>ない 6.4% 無回答 0.8% ある 92.8%</p>	<p>保育者が業務に使用する タブレット又はスマートフォン</p>  <p>ない 42.4% ある 57.6%</p>
<p>教材教具として児童が使用する タブレット又はスマートフォン</p>  <p>ある 8.0% ない 92.0%</p>	<p>保育室（教室）に安全管理のための モニターカメラ</p>  <p>ない 44.8% ある 55.2%</p>



施設運営上の課題と感ずるもの（複数回答）



その他施設運営上の課題と感ずるもの（自由記述・抜粋）

- 年度当初に定員人数を確保できない
- 少子化により園児数を確保できない
- 児童送迎時の保護者のための駐車場が不足している
- 近隣住民との関係 等

コロナウイルス感染症の流行に伴い、新たに発生した課題（自由記述・抜粋）

- 保護者とのコミュニケーションが思うように取れない
- 保護者が参加する行事の開催が難しい
- 清掃や消毒が増え保育士負担が増えた
- 子どもの集団での活動が制限され、経験不足が懸念される
- 衛生用品が手に入りにくくなった
- 保護者の職場等で感染者が出た場合の登園の可否の判断が難しい 等

施設運営について中期的な計画として予定または検討していること（自由記述・抜粋）

- 認可保育園への移行を切望している
- 認定こども園へ移行したい
- 状況を見て新制度幼稚園への移行の可能性もある
- 園児数の激減により閉園の可能性もある
- 地域の状況に応じた定員の縮小を検討している 等

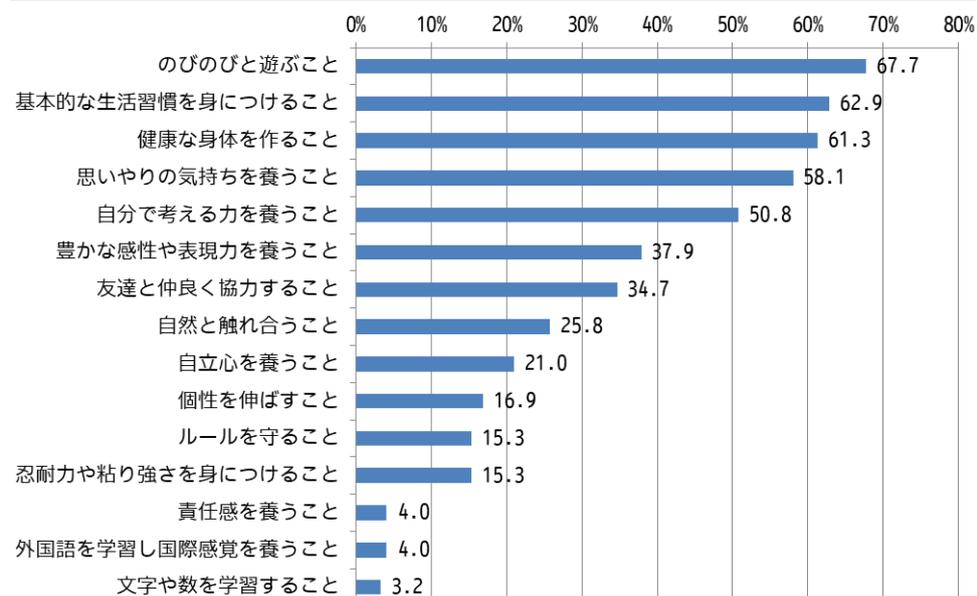
施設運営に関する市への要望・意見等（自由記述・抜粋）

- 0歳児が減少しているので、1歳児への補助がほしい
- 年度当初からの安定した園児数の配置をしてほしい
- 保育士の配置基準の見直しをしてほしい
- 保育施設が増えることで保育者が不足する状況を考えてほしい 等

② 保育・幼児教育の内容について

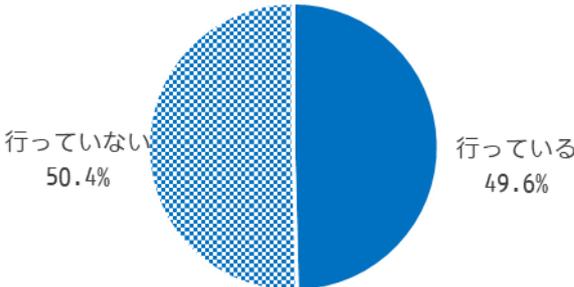
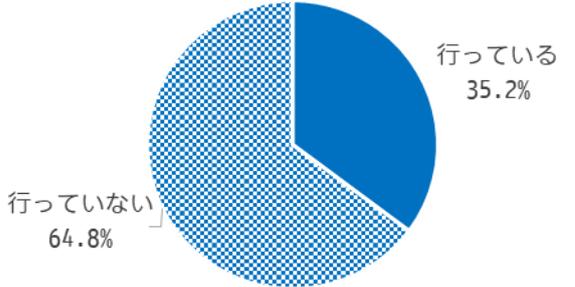
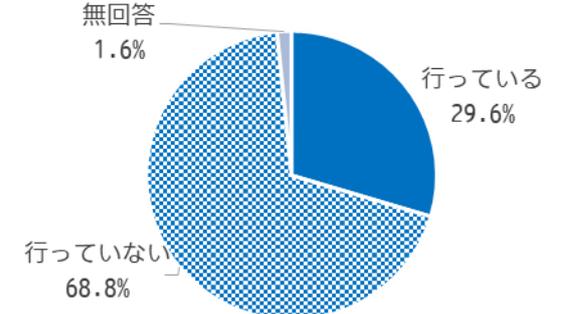
<p>保育所保育指針（幼稚園教育要領/幼保連携型認定こども園教育・保育要領）の内容について施設内で研修等を行い、共通認識を図っている</p>	<p>保育所保育指針（幼稚園教育要領/幼保連携型認定こども園教育・保育要領）の趣旨に沿って、保育・幼児教育の振り返りの機会をもつようにしている</p>																
<table border="1"> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>している</td><td>88.0%</td></tr> <tr><td>していない</td><td>11.2%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>0.8%</td></tr> </table>	回答	割合	している	88.0%	していない	11.2%	無回答	0.8%	<table border="1"> <tr><th>回答</th><th>割合</th></tr> <tr><td>している</td><td>92.8%</td></tr> <tr><td>していない</td><td>6.4%</td></tr> <tr><td>無回答</td><td>0.8%</td></tr> </table>	回答	割合	している	92.8%	していない	6.4%	無回答	0.8%
回答	割合																
している	88.0%																
していない	11.2%																
無回答	0.8%																
回答	割合																
している	92.8%																
していない	6.4%																
無回答	0.8%																

保育・幼児教育の目標や内容として重視しているもの（複数回答）

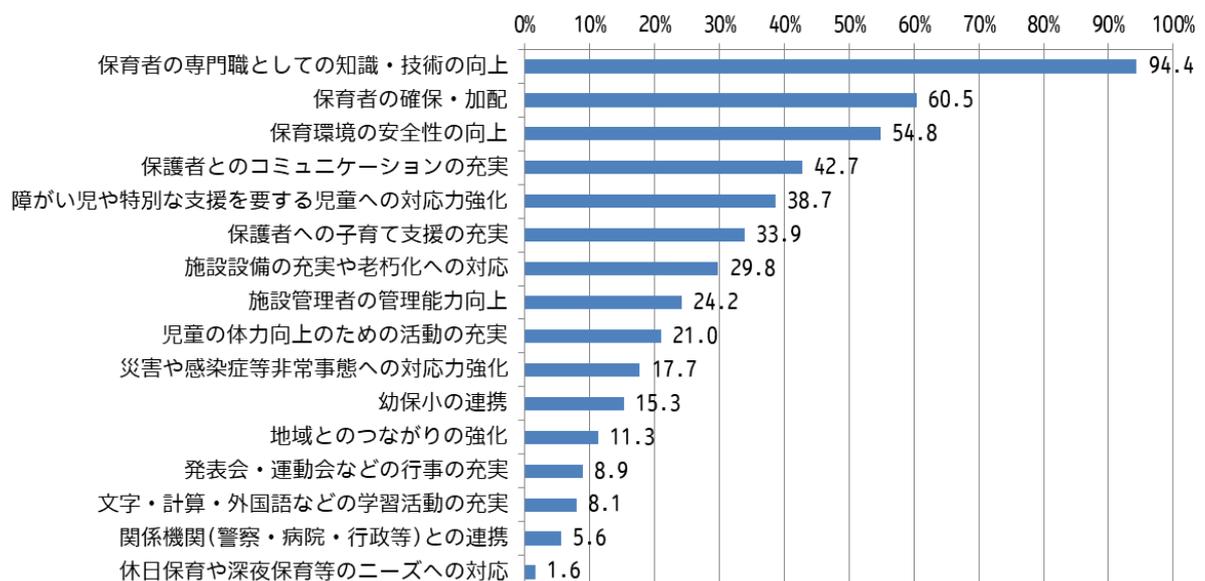


その他保育・幼児教育の目標や内容として重視しているもの（自由記述・抜粋）

- 世代間交流を行い思いやりの気持ちを育てる
 - 一人ひとりを大切に子ども主体の保育をする
 - 食に対して興味・関心を持たせる
 - 自己肯定感を育む
 - 感謝の心を育てる
- 等

<p>基本保育時間中のひらがなの学習</p>  <p>行っていない 50.4%</p> <p>行っている 49.6%</p>	<p>基本保育時間中の数・計算の学習</p>  <p>行っている 35.2%</p> <p>行っていない 64.8%</p>
<p>基本保育時間中の英語の学習</p>  <p>無回答 1.6%</p> <p>行っている 29.6%</p> <p>行っていない 68.8%</p>	<p>他施設と比較して特徴的だと思われる活動（自由記述・抜粋）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 空手の稽古で礼儀作法の習得と体力増進を図る ● 外国人講師を迎え、英語に親しむ活動を行う ● 食育としての栽培活動、田植え、もちつき ● 3・4・5歳児の縦割り保育や異年齢児交流 ● 和太鼓やマーチング <p style="text-align: right;">等</p>

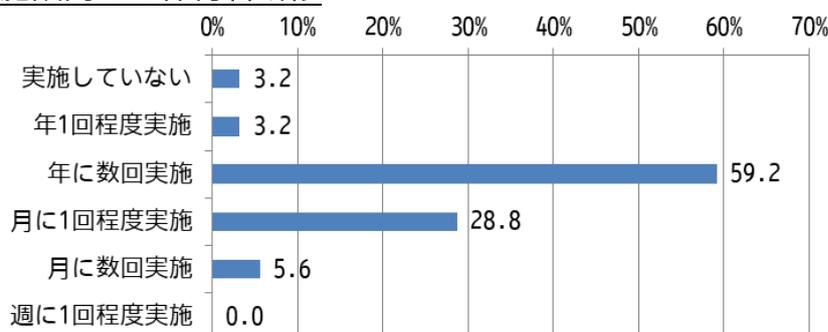
保育・幼児教育の質の向上のために特に必要だと思うもの（複数回答）



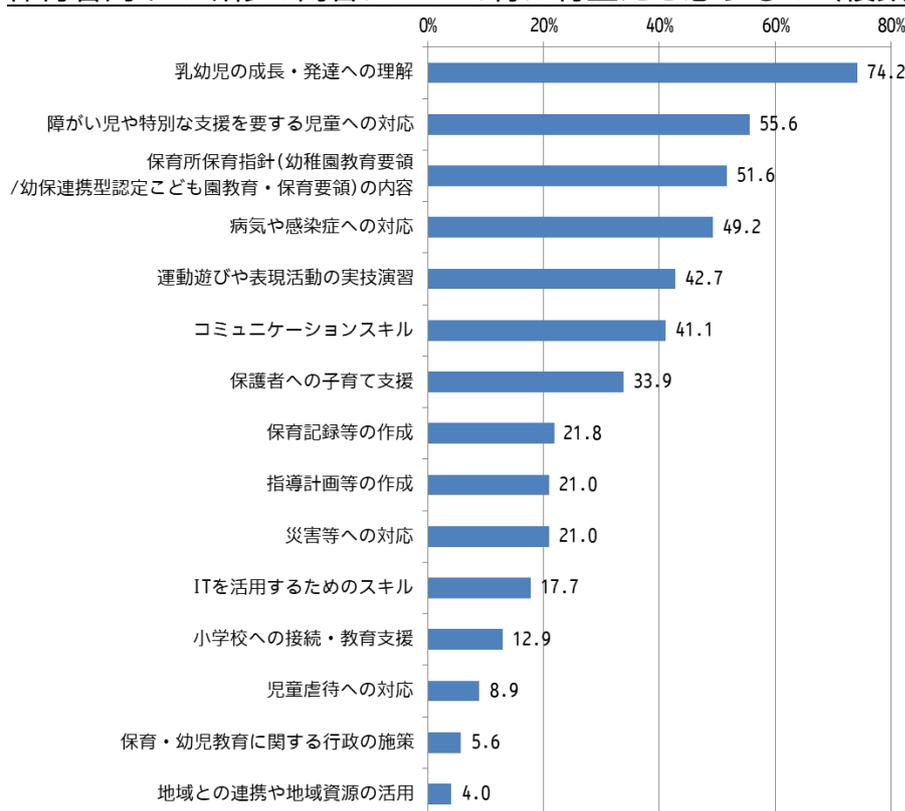
その他保育・幼児教育の質の向上のために特に必要だと思うもの（自由記述・抜粋）

- 保育者の職場環境改善
- 保育士の配置基準見直し
- 保育士自身が余裕をもち、前向きな気持ちで保育に向き合えること
- 施設内研修で共通理解を深め目指すところを明確にする 等

施設内での保育者研修



保育者向けの研修の内容について特に有益だと思うもの（複数回答）



その他保育者向けの研修の内容について特に有益だと思うもの（自由記述・抜粋）

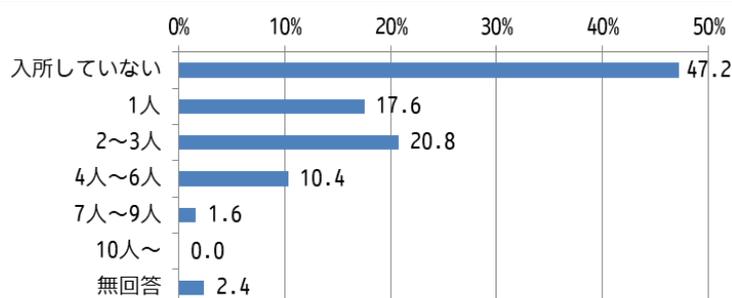
- リスクマネジメントについて
- 保育者自身のメンタルヘルスについて
- 食育や食物アレルギーについて
- 保育者同士の異年代交流会
- エピペンやAEDの実技講習 等

保育・幼児教育の質の向上に関する市への要望・意見等（自由記述・抜粋）

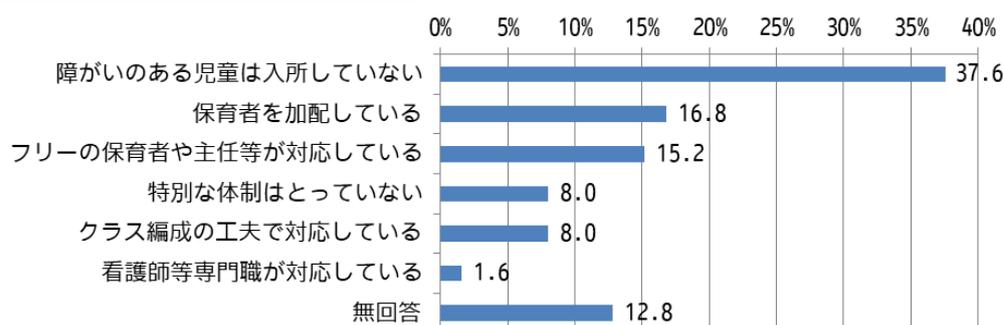
- 保育者向けの研修を充実させてほしい
- 保育者が書類作成等の事務仕事に追われ、保育が疎かにならないよう考慮してほしい
- 保育の質の向上や保育環境の改善のために補助金を増額してほしい
- 最低基準の保育士配置では思うような保育が難しいので基準を見直してほしい 等

③ 障がいのある児童や特別な支援を要する児童について

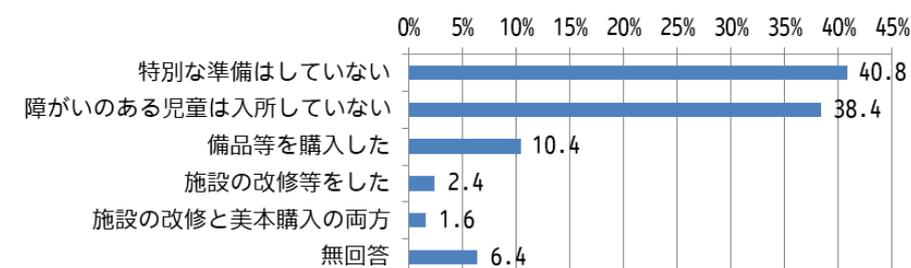
入所している障がいのある児童（令和2年10月1日現在）



障がいのある児童の支援体制



障がいのある児童のためのハード面の準備



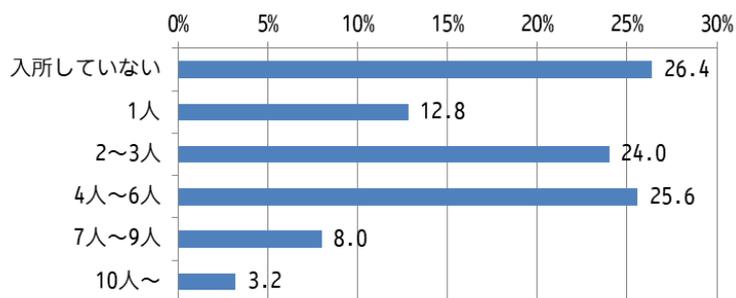
障がいのある児童の受入人数の増加傾向



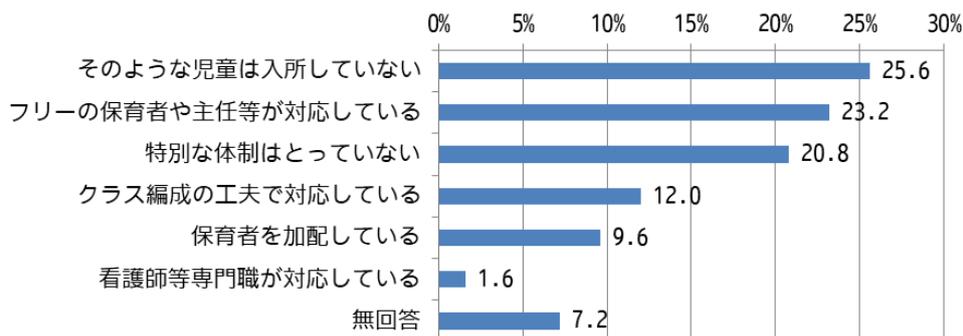
障がいのある児童の支援に関する市への要望・意見等（自由記述・抜粋）

- 療育施設の充実と協力体制がとりやすい仕組みづくり
- 保育者用の相談窓口を設置してほしい
- 保育者の十分な加配や保健師等の常置ができるようにしてほしい
- 早期発見につなげるため、乳幼児健診のスパンを短くしたり回数を増やしてほしい
- 加配職員への専門的な研修をしてほしい 等

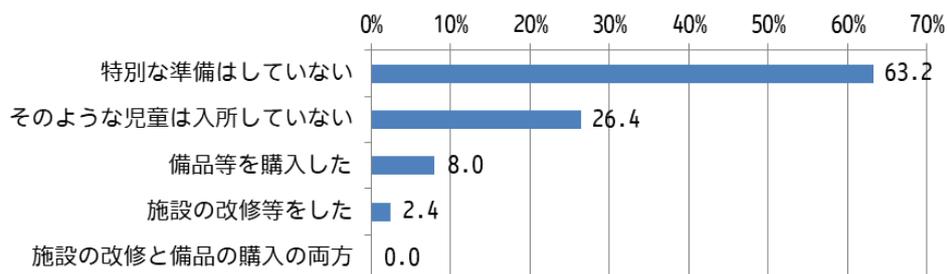
入所している特別な支援を要する児童（令和2年10月1日現在）



特別な支援を要する児童の支援体制



特別な支援を要する児童のためのハード面の準備



特別な支援を要する児童の受入人数の増加傾向



特別な支援を要する児童の障がいや発達の遅れが疑われる点について
保護者との情報共有や相談



特別な支援を要する児童の支援に関する市への要望・意見等（自由記述・抜粋）

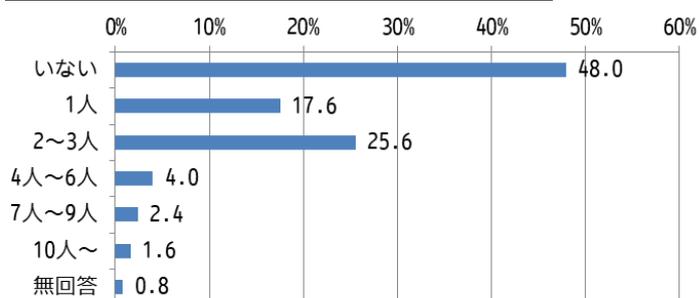
- 就学時検診の前に4歳児検診を実施してほしい
- 定期的に臨床心理士等専門家に巡回支援してほしい
- 関係機関との連携や受診がスムーズにできるような仕組みづくりをしてほしい
- グレーゾーンの子どもに対しても加配できるようにしてほしい
- 気軽に相談できる窓口の設置や専門的な研修の実施をしてほしい 等

④ 子育て支援について

入所児童の保護者	入所児童以外の保護者 (地域の子育て家庭等)																				
子育てに関する相談																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受け付けている</td> <td>84.0</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍で休止している</td> <td>4.8</td> </tr> <tr> <td>受け付けていない</td> <td>10.4</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	状況	割合 (%)	受け付けている	84.0	コロナ禍で休止している	4.8	受け付けていない	10.4	無回答	0.8	<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受け付けている</td> <td>40.8</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍で休止している</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>受け付けていない</td> <td>44.0</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>3.2</td> </tr> </tbody> </table>	状況	割合 (%)	受け付けている	40.8	コロナ禍で休止している	12.0	受け付けていない	44.0	無回答	3.2
状況	割合 (%)																				
受け付けている	84.0																				
コロナ禍で休止している	4.8																				
受け付けていない	10.4																				
無回答	0.8																				
状況	割合 (%)																				
受け付けている	40.8																				
コロナ禍で休止している	12.0																				
受け付けていない	44.0																				
無回答	3.2																				
お便り、掲示、Webサイト等で子育て情報の提供																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>している</td> <td>76.8</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍で休止している</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>していない</td> <td>17.6</td> </tr> </tbody> </table>	状況	割合 (%)	している	76.8	コロナ禍で休止している	5.6	していない	17.6	<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>している</td> <td>35.2</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍で休止している</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>していない</td> <td>55.2</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>0.8</td> </tr> </tbody> </table>	状況	割合 (%)	している	35.2	コロナ禍で休止している	8.8	していない	55.2	無回答	0.8		
状況	割合 (%)																				
している	76.8																				
コロナ禍で休止している	5.6																				
していない	17.6																				
状況	割合 (%)																				
している	35.2																				
コロナ禍で休止している	8.8																				
していない	55.2																				
無回答	0.8																				
園庭の開放																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>している</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍で休止している</td> <td>15.2</td> </tr> <tr> <td>していない</td> <td>56.0</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>2.4</td> </tr> </tbody> </table>	状況	割合 (%)	している	26.4	コロナ禍で休止している	15.2	していない	56.0	無回答	2.4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>している</td> <td>12.0</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍で休止している</td> <td>16.0</td> </tr> <tr> <td>していない</td> <td>68.0</td> </tr> <tr> <td>無回答</td> <td>4.0</td> </tr> </tbody> </table>	状況	割合 (%)	している	12.0	コロナ禍で休止している	16.0	していない	68.0	無回答	4.0
状況	割合 (%)																				
している	26.4																				
コロナ禍で休止している	15.2																				
していない	56.0																				
無回答	2.4																				
状況	割合 (%)																				
している	12.0																				
コロナ禍で休止している	16.0																				
していない	68.0																				
無回答	4.0																				
子育て講座・講演会などの実施																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>している</td> <td>5.6</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍で休止している</td> <td>44.0</td> </tr> <tr> <td>していない</td> <td>50.4</td> </tr> </tbody> </table>	状況	割合 (%)	している	5.6	コロナ禍で休止している	44.0	していない	50.4	<table border="1"> <thead> <tr> <th>状況</th> <th>割合 (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>している</td> <td>3.2</td> </tr> <tr> <td>コロナ禍で休止している</td> <td>26.4</td> </tr> <tr> <td>していない</td> <td>70.4</td> </tr> </tbody> </table>	状況	割合 (%)	している	3.2	コロナ禍で休止している	26.4	していない	70.4				
状況	割合 (%)																				
している	5.6																				
コロナ禍で休止している	44.0																				
していない	50.4																				
状況	割合 (%)																				
している	3.2																				
コロナ禍で休止している	26.4																				
していない	70.4																				

一時預かりの実施	
その他実施している支援（自由記述・抜粋）	
<ul style="list-style-type: none"> ● 保護者からの意見は全職員で共有し、必要な対応を行っている ● 支援を要する児童の個別面談を実施している ● 日々なるべく多くのコミュニケーションをとるよう心がけている ● 制作や自然散策などの親子ふれあい活動を行っている 等 	<ul style="list-style-type: none"> ● 離乳食体験を実施している ● 未就園児サークルを実施している ● 月に1、2回見学会を開催しその際に悩み相談を受けている ● 園の行事を掲示し参加を呼びかけている 等

特別な支援が必要と思われる保護者※



※ 児童の栄養状態が悪い、無断欠席や遅刻が多い、児童が保護者から暴力や暴言を受けている疑いがある、ネグレクトの疑いがある、貧困などの理由により支援を必要とする保護者のこと

特別な支援が必要と思われる保護者の増加傾向



特別な支援が必要と思われる保護者に対する個別相談など何らかの支援



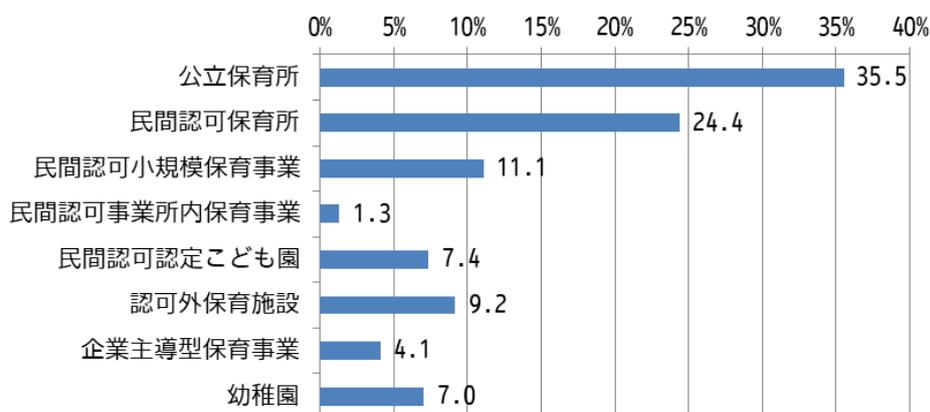
特別な支援が必要と思われる保護者の支援に関する市への要望・意見等（自由記述・抜粋）

- 保護者からの声があがれば行政等につながりやすいが、あがらない場合は難しい
- すぐに相談できる体制を整えてほしい
- 支援が必要と思われる保護者へのかかわり方を具体的に学べる機会があるとよい
- 生活の安定を図ることができるような施策を進めてほしい 等

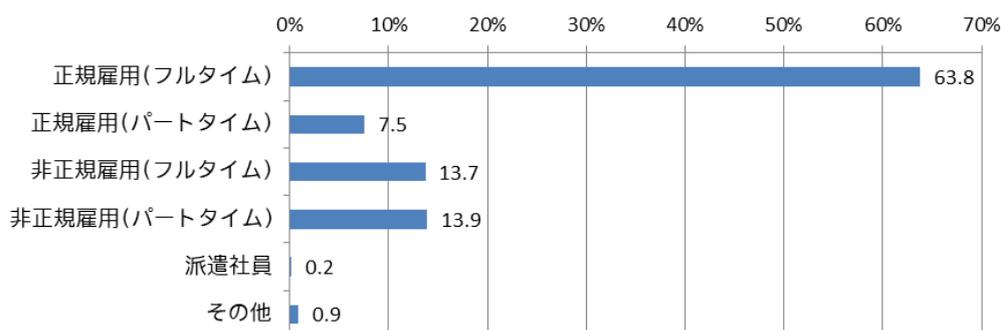
(2) 保育者アンケート

対 象	アンケート対象施設の保育従業者
依 頼 方 法	施設でチラシを回覧または配付
実 施 期 間	2021（令和3）年3月8日～3月24日、5月6日～5月13日
回 収 方 法	簡単電子申請またはFAX
回 答 数	611
調 査 項 目	① 現在就業している施設 ② 現在の雇用形態 ③ 資格所有状況 ④ 現在の施設での就業年数 ⑤ 現在就業している施設を選択した理由 ⑥⑦⑧⑨ 現在の就業環境 ⑩⑪ 保育者として働くことを辞めたいと思ったか（その理由） ⑫⑬ 就業している施設で改善してもらいたいこと ⑭⑮ 保育所保育指針(幼稚園教育要領/幼保連携型認定こども園教育・保育要領)への理解度、施設の活用度 ⑯⑰ 保育・幼児教育業務にあたって重視していること ⑱⑲ 保育・幼児教育の質の向上のために必要だと思うもの ⑳㉑㉒ 自身のキャリアアップに向けて

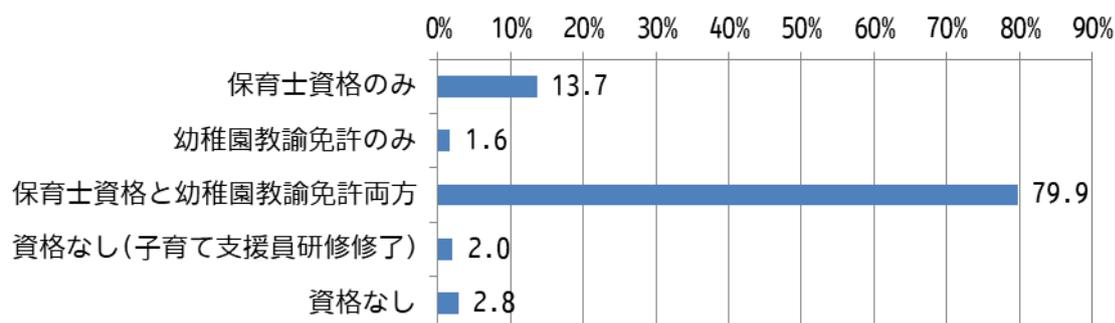
① 現在就業している施設



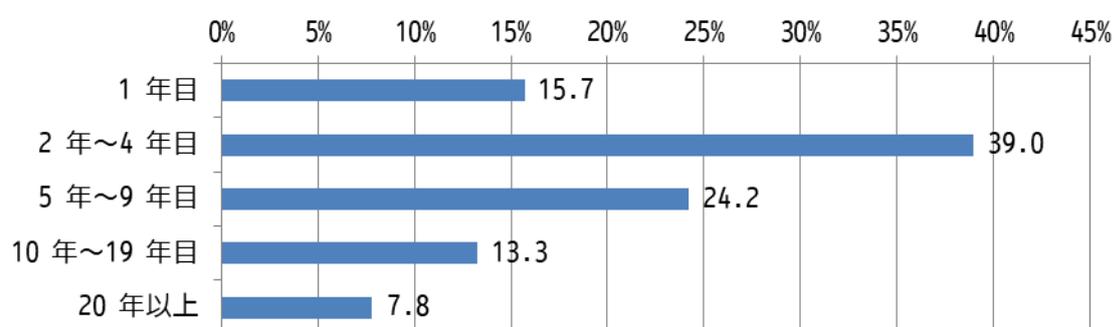
② 現在の雇用形態



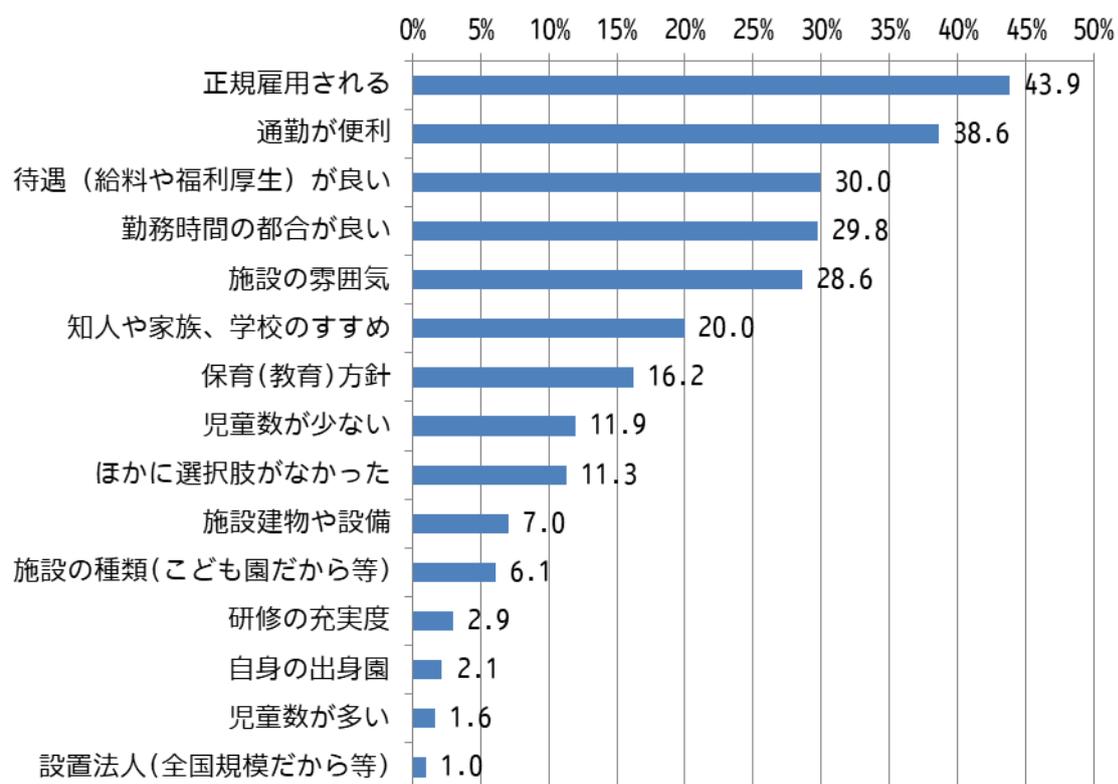
③ 資格所有状況



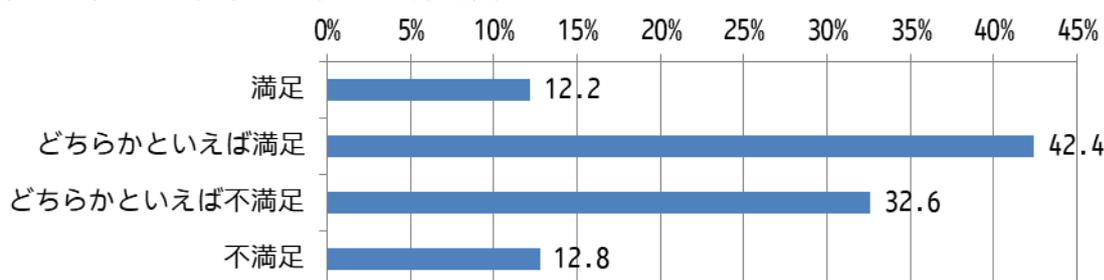
④ 現在の施設での就業年数



⑤ 現在就業している施設を選択した理由（複数回答）



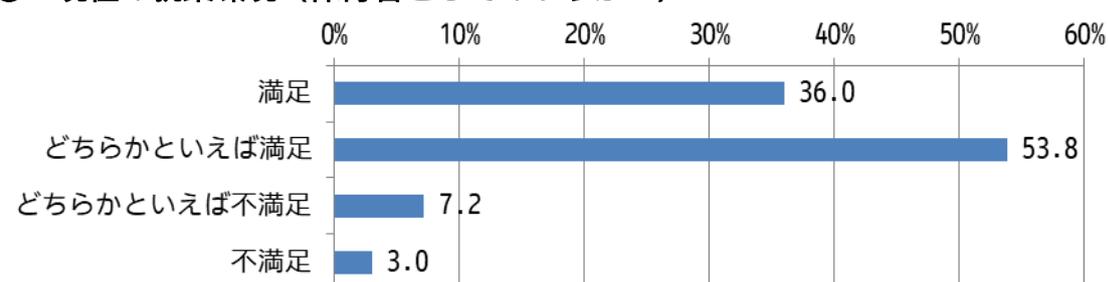
⑥ 現在の就業環境（収入の満足度）



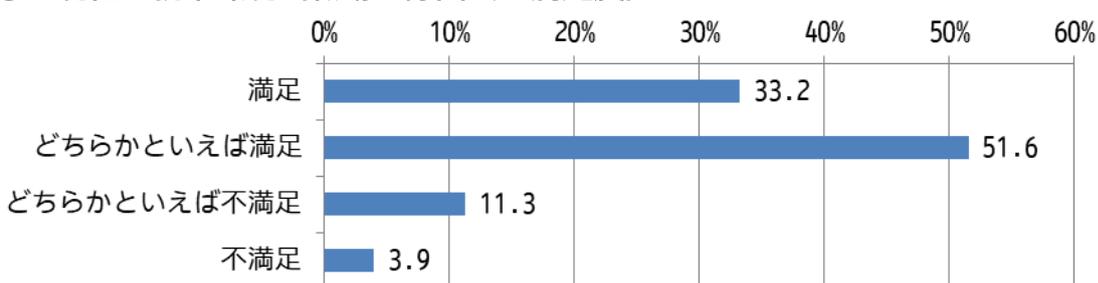
⑦ 現在の就業環境（労働時間・休暇の満足度）



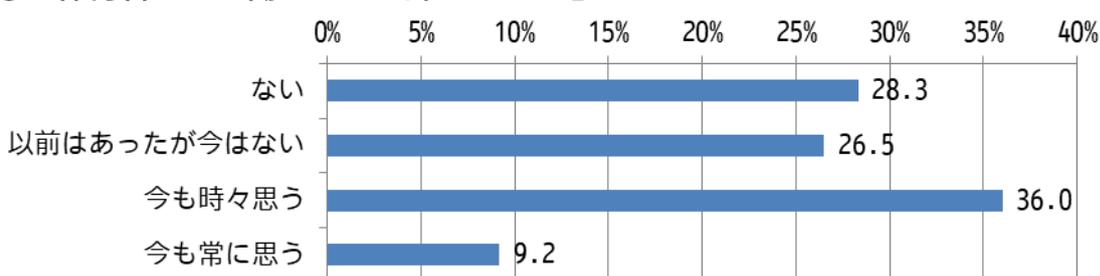
⑧ 現在の就業環境（保育者としてのやりがい）



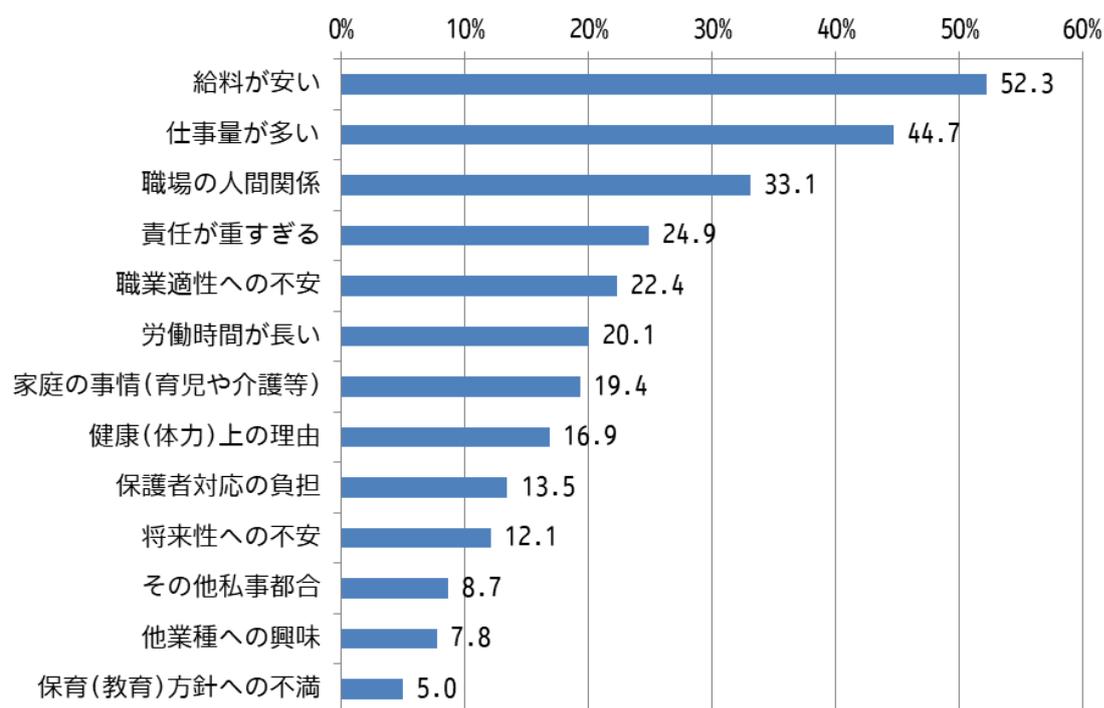
⑨ 現在の就業環境（職場の雰囲気への満足度）



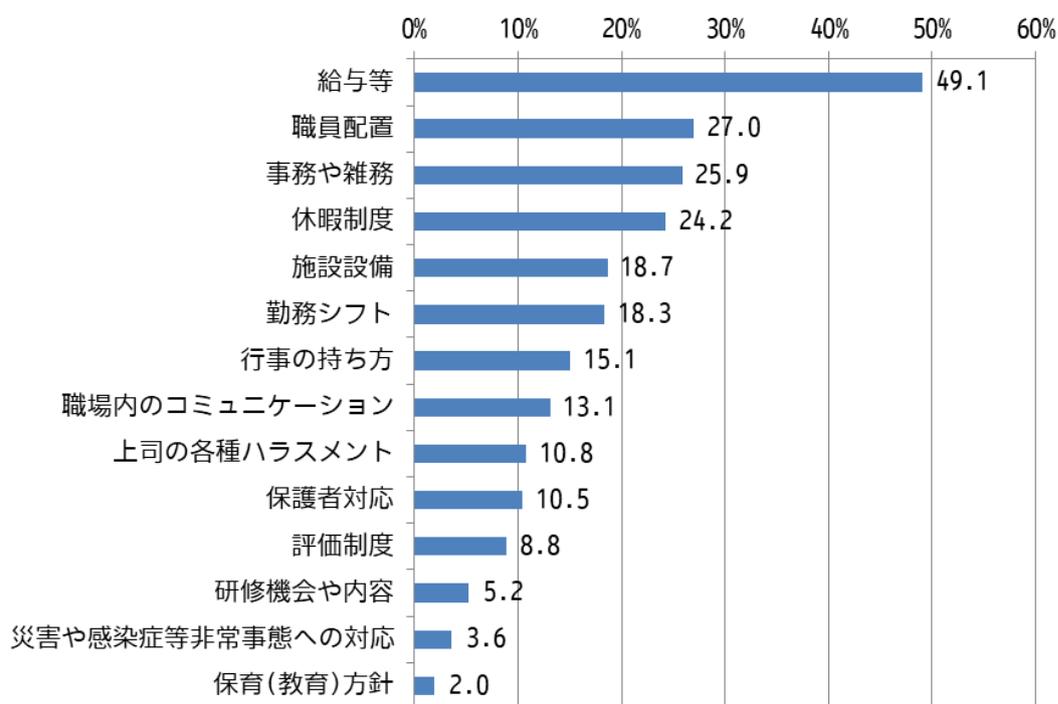
⑩ 保育者として働くことを辞めたいと思ったか



⑪ ⑩で「辞めたいと思った」と回答した理由（複数回答）



⑫ 就業している施設で改善してもらいたいこと（複数回答）

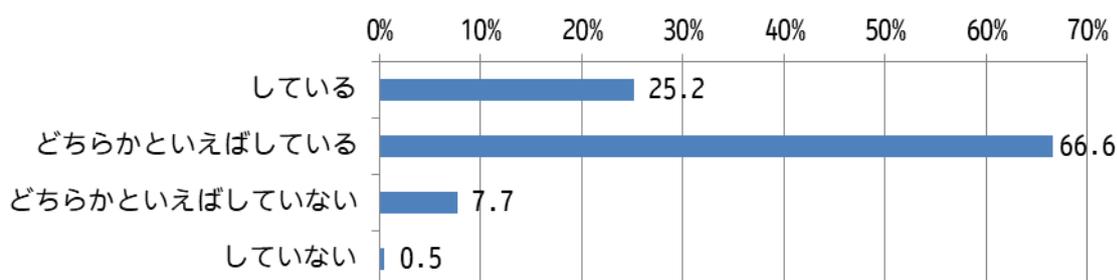


⑬ ⑫選択肢以外で改善してもらいたいこと（自由記述・抜粋）

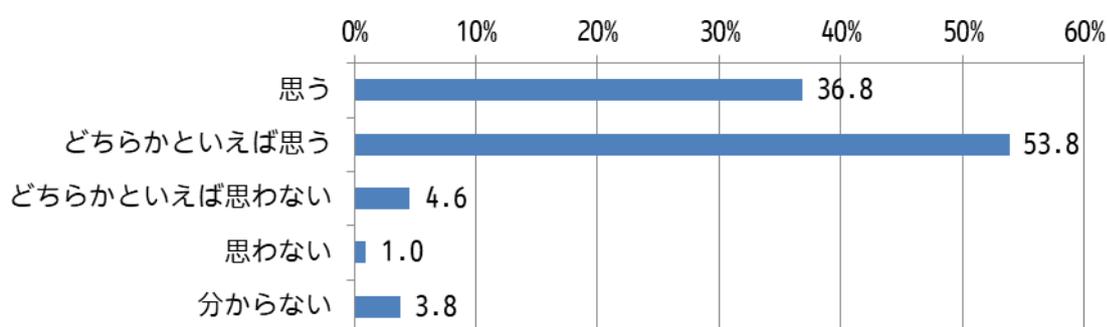
- 人員を増やしてほしい
- 年次有給休暇制度はあるが取得しやすい雰囲気づくりをしてほしい

等

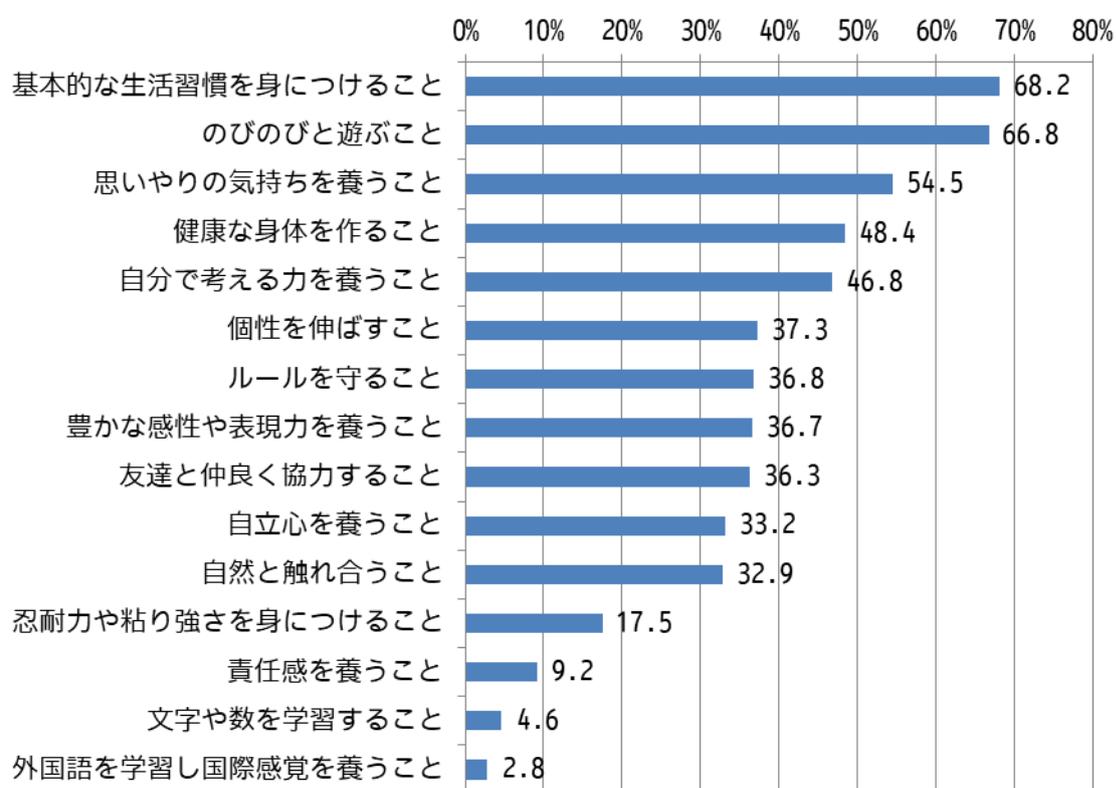
⑭ 保育所保育指針(幼稚園教育要領/幼保連携型認定こども園教育・保育要領)への理解



⑮ 保育所保育指針(幼稚園教育要領/幼保連携型認定こども園教育・保育要領)の内容に沿った保育・幼児教育が就業施設で実施されているか



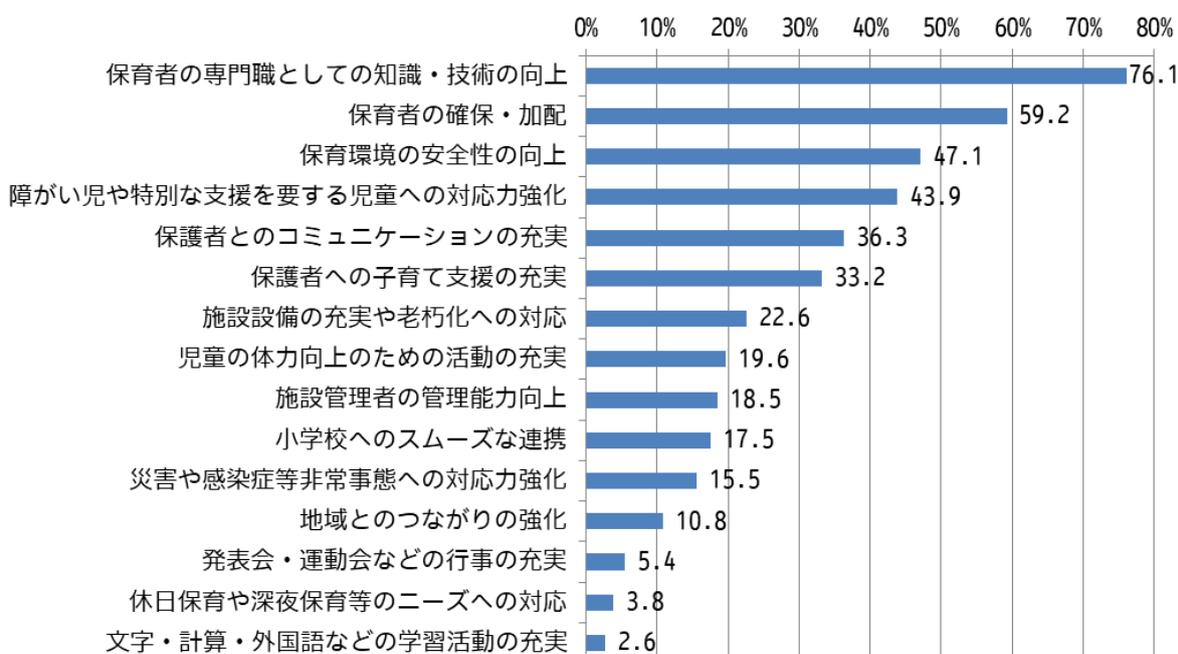
⑯ 保育・幼児教育業務にあたって重視していること(複数回答)



⑰ ⑯選択肢以外で重視していることや工夫していること（自由記述・抜粋）

- 子どもの立場を尊重すること
- 食育をととした健康管理をすること
- 家庭のようなあたたかい環境づくりをすること 等

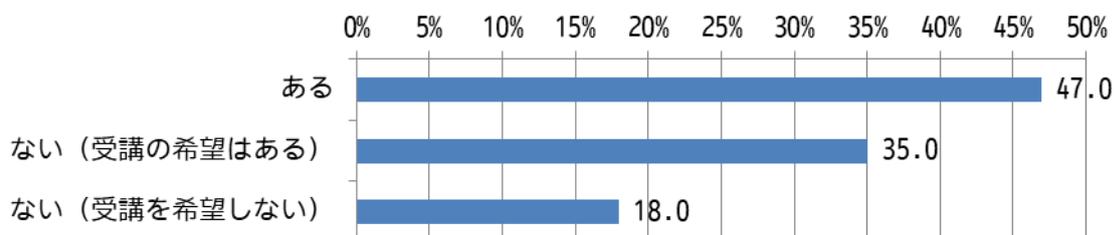
⑱ 保育・幼児教育の質の向上のために必要だと思うもの（複数回答）



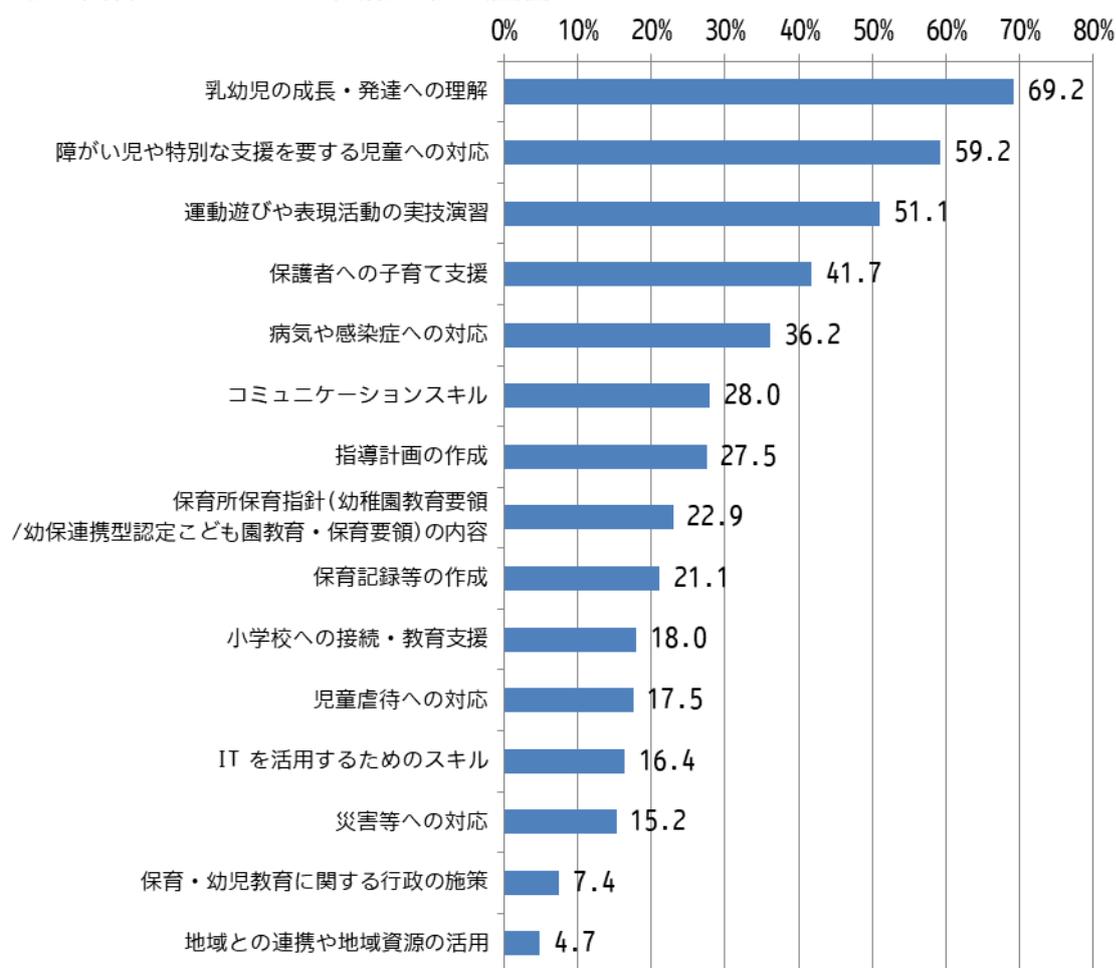
⑲ ⑱選択肢以外で必要なもの（自由記述・抜粋）

- 保育者のメンタルヘルス研修を実施してほしい
- 他の施設との情報交換の機会がほしい 等

⑳ 専門性を高める研修（保育士キャリアアップ研修や幼稚園教諭一種への切り替えに必要な研修等）の受講



⑳ 習得したい知識や技術（複数回答）



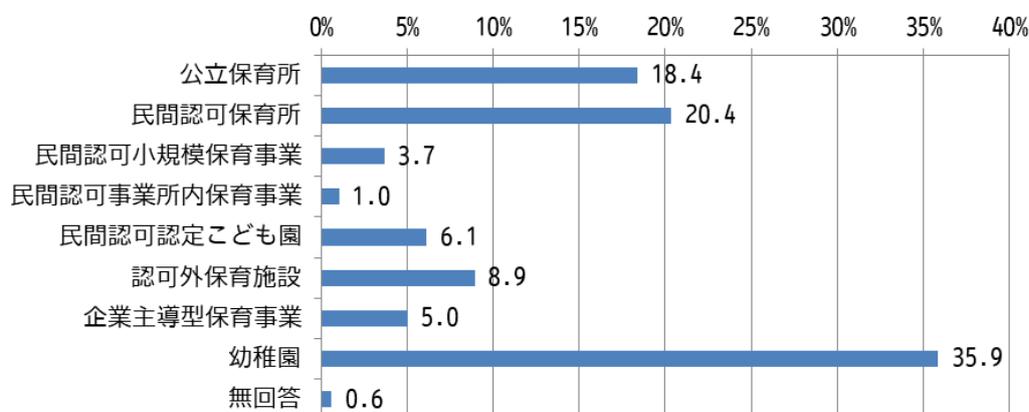
㉔ ㉓選択肢以外で習得したいもの（自由記述・抜粋）

- 幼児心理アドバイザー
- 食育に関する知識 等

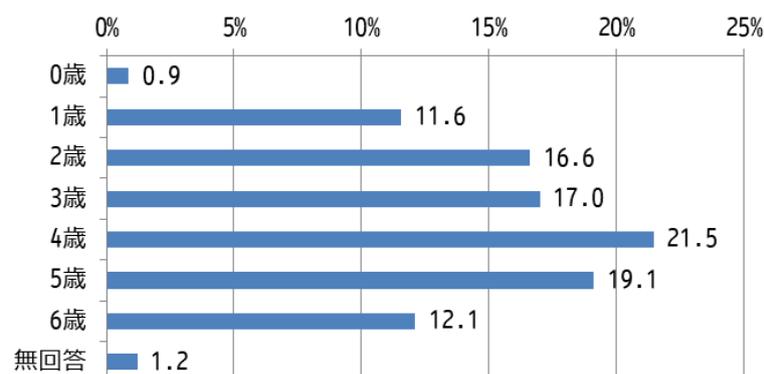
(3) 保護者アンケート

対 象	アンケート対象施設の保護者
依頼方法	施設からチラシを配付
実施期間	2021（令和3）年3月1日～3月19日
回収方法	簡単電子申請
回 答 数	2,516
調査項目	① お子さんが通っている施設 ② 施設に通っているお子さんの年齢 ③ 早朝（7時半以前）保育の必要性 ④ 夜間（19時半以降）保育の必要性 ⑤ 日曜日や祝日保育の必要性 ⑥ 第一希望施設に預けることができたか ⑦ 現在通っている施設を選択した理由 ⑧ 施設での保育(教育)において重視してもらいたいこと ⑨ 現在通っている施設で改善してもらいたいこと ⑩ 施設で行ってほしい子育て支援 ⑪ 現在通っている施設の満足度 ⑫ その他ご意見

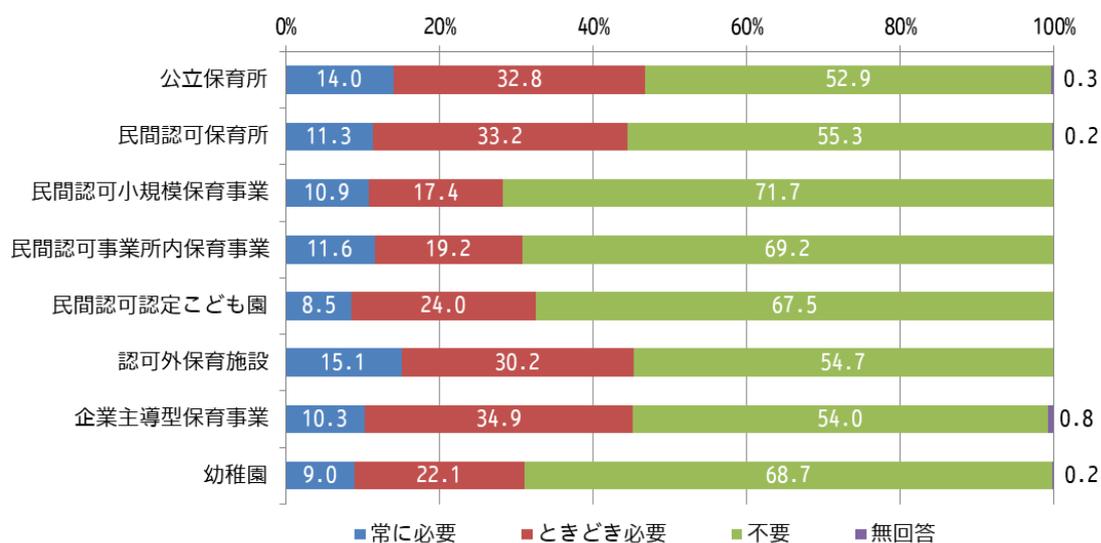
① お子さんが通っている施設



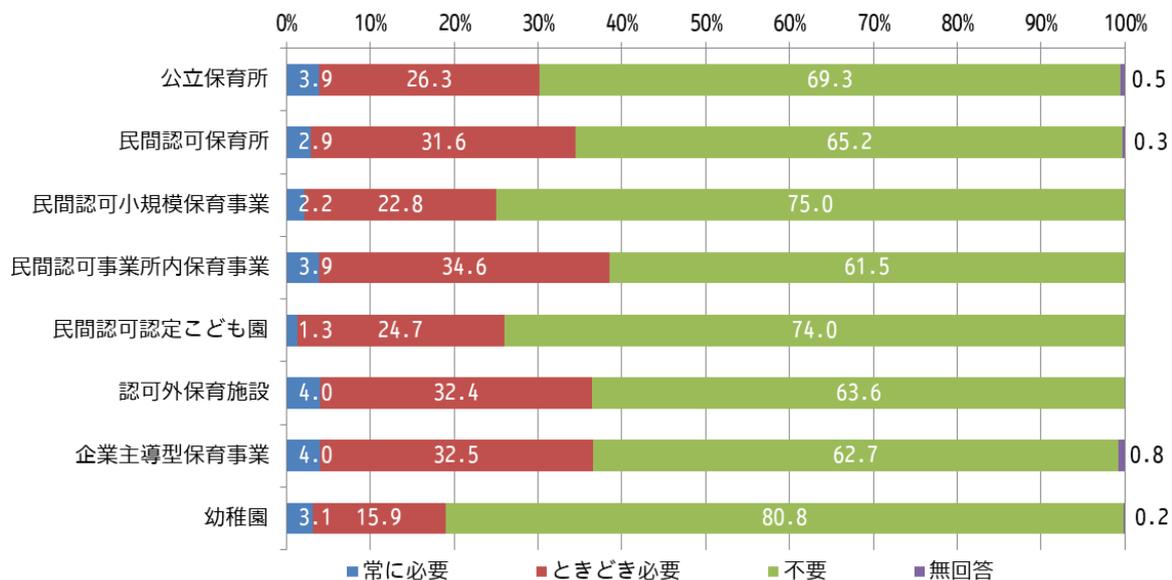
② 施設に通っているお子さんの年齢



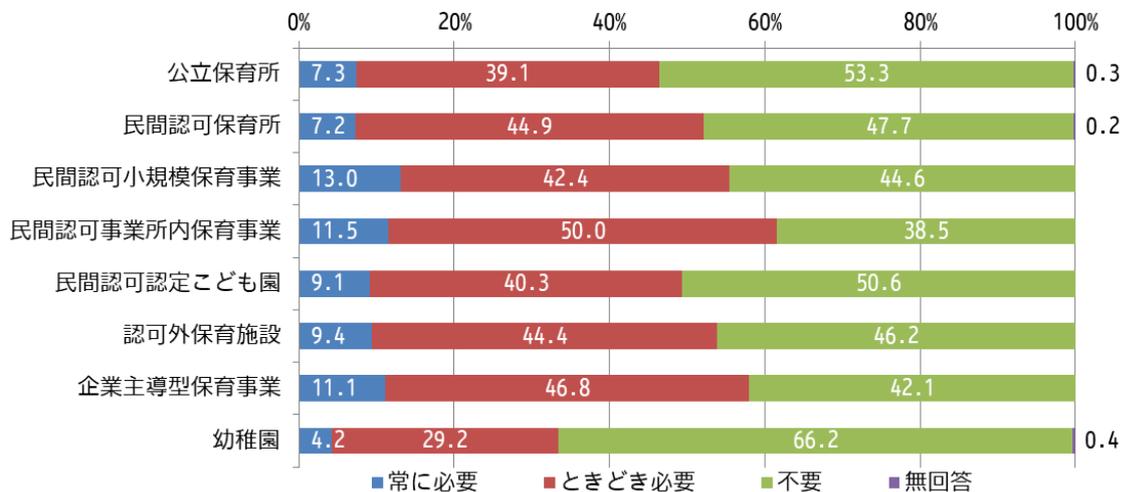
③ 早朝（7時半以前）保育の必要性



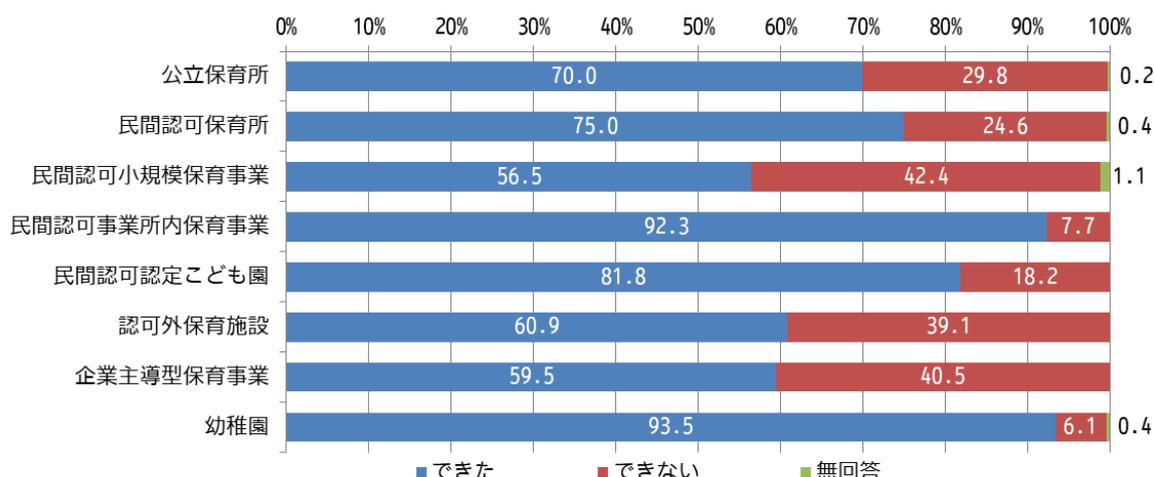
④ 夜間（19時半以降）保育の必要性



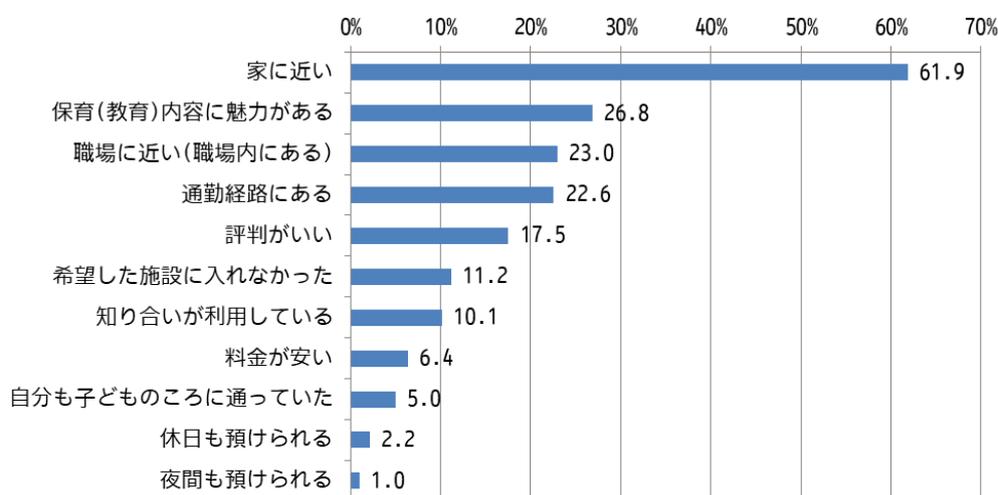
⑤ 日曜日や祝日保育の必要性



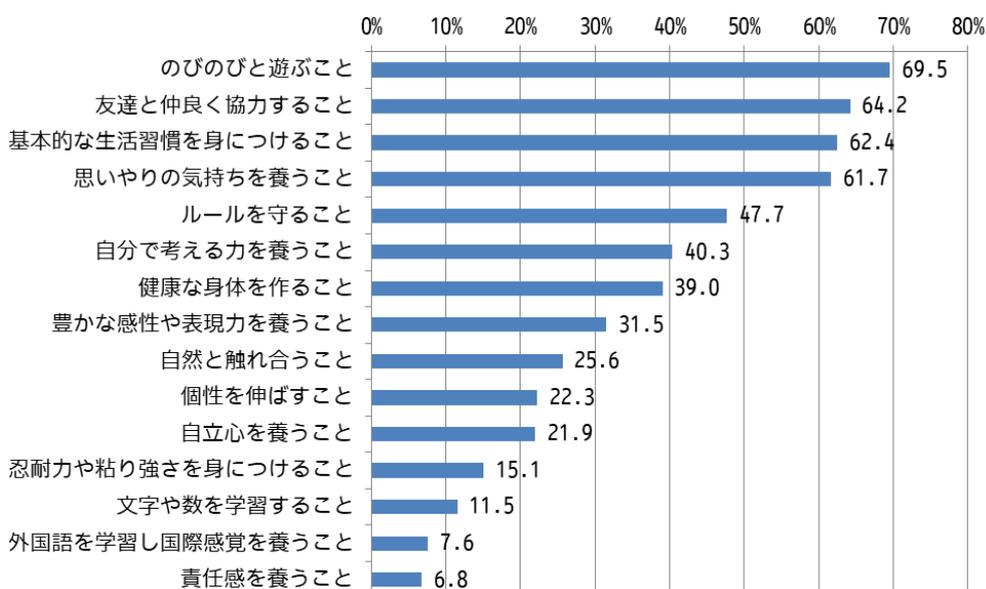
⑥ 第一希望施設に預けることができたか



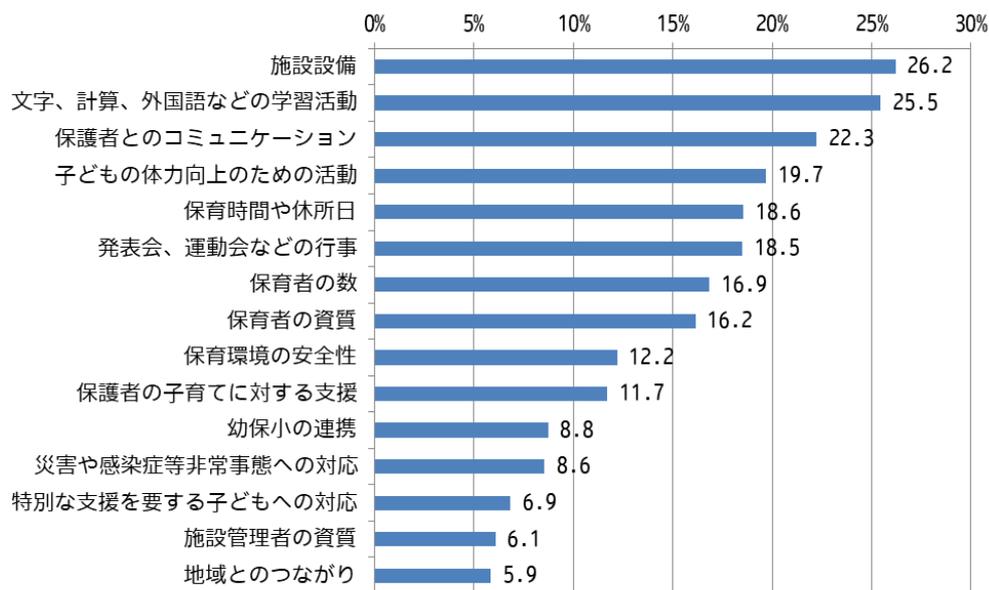
⑦ 現在通っている施設を選択した理由（複数回答）



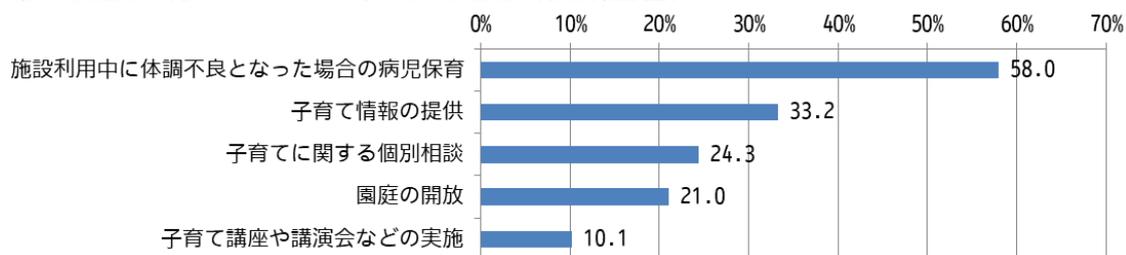
⑧ 施設での保育(教育)において重視してもらいたいこと（複数回答）



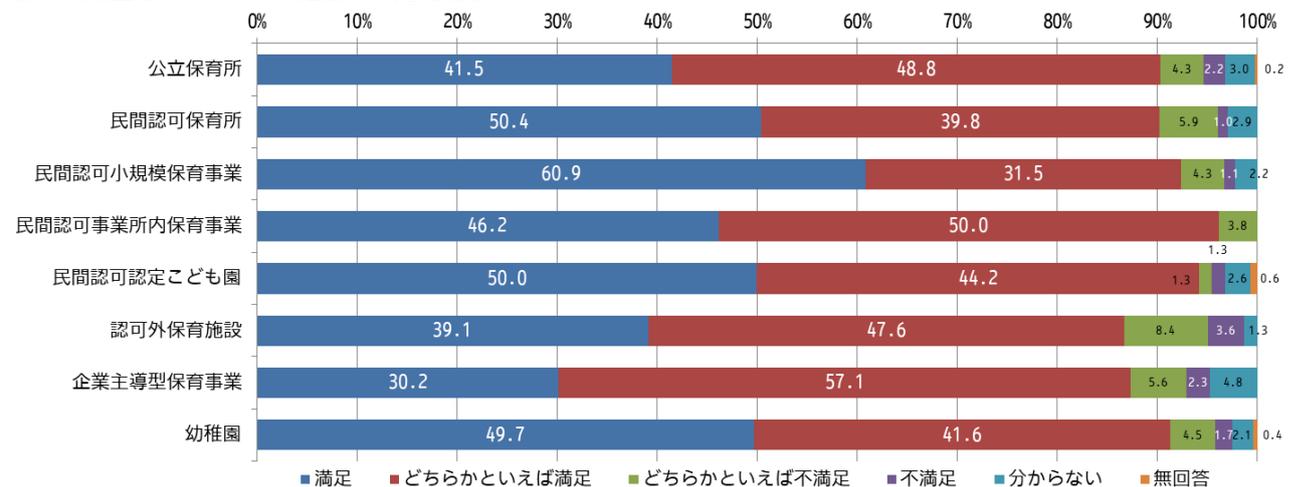
⑨ 現在通っている施設で改善してもらいたいこと（複数回答）



⑩ 施設で行ってほしい子育て支援（複数回答）



⑪ 現在通っている施設の満足度



⑫ その他ご意見（自由記述・抜粋）

- 日曜・祝日保育があれば保護者の就業先の選択肢を増やすことができる
 - 保育者の待遇を良くして保育・幼児教育の質の向上につなげてほしい
 - 特別な支援を必要とする児童の入所可能施設が限られているので増やしてほしい
 - 子育てに関する不安について、具体的なアドバイスをしてほしい
 - 子どもの個性を重んじてほしい
- 等

5. 郡山市子ども・子育て会議

(1) 委員名簿

(敬称略)

No.	役職	氏名	主な役職等
1	会長	滝田 良子	郡山市子ども子育て支援企業組合 代表理事
2	副会長	平栗 裕治	郡山市私立幼稚園・認定こども園連合会 会長代行
3		吾妻 利雄	郡山市認可保育所長会 会長
4		大川原 順一	株式会社ケンオリ 相談役
5		佐藤 一夫	福島県ユニセフ協会 事務局長
6		佐藤 広美	NPO 法人子育て支援コミュニティプチママン 理事長
7		佐藤 真澄	公募委員
8		三瓶 令子	郡山女子大学短期大学部幼児教育学科 非常勤講師
9		隅越 誠	一般社団法人郡山医師会 理事
10		遠野 馨	NPO 法人しんぐるまざあず・ふぉーらむ・福島 理事長
11		濱津 真紀子	福島県弁護士会郡山支部 弁護士
12		蛭田 さゆり	NPO 法人郡山市私立保育園連絡協議会 理事長
13		福内 浩明	福内合名会社 代表社員
14		安田 洋子	NPO 法人郡山のびのび福祉会 理事長
15		箭内 孝仁	日本労働組合総連合会福島県連合会郡山地区連合会 事務局長
16		山田 祐陽	公益社団法人福島県栄養士会 管理栄養士
17		橋本 ゆみ	公益社団法人福島県看護協会 専務理事
18		佐藤 勉	郡山市小学校長会 会長
19		遠藤 善美	郡山市PTA連合会 副会長

(2021 (令和3) 年7月末現在)

(2) 策定までの経過

開催回	開催日	主な審議内容
第37回	2021 (令和3) 年 1月28日 (木)	○策定の背景と趣旨について ○アンケートの設問項目について
第38回	3月25日 (木)	○構成案について
第39回	4月28日 (水)	○アンケート結果速報値から見える課題について
第40回	5月27日 (木)	○保育・幼児教育の現状及び課題について
第41回	7月29日 (木)	○素案について
第42回	8月26日 (木)	○素案について
第43回	10月28日 (木)	○パブリックコメント結果について ○概要版について

郡山市保育・幼児教育ビジョン
2021（令和3）年11月

■発行 郡山市

■編集 郡山市こども部保育課

〒963-8601

福島県郡山市朝日一丁目23番7号

TEL：024-924-3541

FAX：024-924-3802